

金融商品取引法及び 証券取引等監視委員会の活動状況等

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券取引等監視委員会
委員 浜田 康

令和3年2月25日

目次

1. 金融商品取引法について	・・・ 2
2. 証券取引等監視委員会 について	・・・ 19
3. 証券取引等監視委員会の主な法執行権限	・・・ 32
4. 証券取引等監視委員会中期活動方針 (第10期)について	・・・ 44
5. 勧告等事例	・・・ 52

1.金融商品取引法について

1. 金融商品取引法(金商法)の目的

◆金商法第1条(目的)

この法律は、企業内容等の開示の制度を整備するとともに、金融商品取引業を行う者に関し必要な事項を定め、金融商品取引所の適切な運営を確保すること等により、

有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、

もつて国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資することを目的とする。

2. 金商法の構成・体系： 各章毎の記載内容

主な章	章名(規定内容)
第1章	総則（目的・定義等）
第2章	企業内容等の開示  開示規制
第3章	金融商品取引業者等
第4章	金融商品取引業協会
第5章	金融商品取引所
	 金融商品取引業者等への規制
第6章	有価証券の取引等に関する規制  不公正取引規制
第7章	雑則  無登録業者等への調査、裁判所の禁止 ・停止命令、外国当局との協力
第8章	罰則  刑事罰
第9章	犯則事件の調査等

3. 開示規制(1): 開示規制とは？

- ◆ 有価証券の発行・流通市場において、一般投資者が十分に投資判断を行うことができるような資料を提供するため
- ◆ 有価証券届出書を始めとする各種開示書類の提出を有価証券の発行者等に義務づけ、会計監査を受けさせることにより
- ◆ 有価証券の発行者の事業内容、財務内容等を正確、公平かつ適時に開示し、もって投資者保護を図ろうとする制度

3. 開示規制(2): 主な法定開示書類



3. 開示規制(参考1): 特定関与行為

◆ 金商法172条の12

- ◆ 開示書類提出者等(発行者・公開買付者)が、虚偽開示書類等を提出・提供・公表した場合において、これを容易にすべき行為または唆す行為である「特定関与行為」を行った者に対して、課徴金納付命令が可能

◆ 趣旨・背景

- ◆ 上場会社等による虚偽記載の手口が、外部協力者の加担行為により複雑化
- ◆ 従来、虚偽開示書類の提出における外部協力者の加担行為は刑事罰の共犯にはなり得るが、課徴金の対象外
- ◆ 対象者が調査に応じない可能性
 - ⇒ 平成24年金商法改正により導入

3. 開示規制(参考2): 開示書類の電子的な提出・閲覧システム(EDINET)

- ◆EDINET: 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(Electronic Disclosure for Investors' NETwork)
- ◆有価証券報告書、有価証券届出書、大量保有報告書等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化するために開発されたシステム
- ◆24時間365日(定期保守等の計画停止期間は除く)稼働
- ◆目的
 - ◆有価証券の発行者の財務内容、事業内容を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ◆有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示すること。
 - ◆投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ること。

4. 金商業者等に対する規制(1)

◆ 金融商品取引業の種別

金融商品取引業

第一種金融商品取引業

流動性の高い有価証券の販売・勧誘、顧客資産の管理 等
(証券会社、FX業者)

投資運用業

投資運用(投資信託委託、投資法人資産運用、投資一任業者)

第二種金融商品取引業

流動性の低い有価証券の販売・勧誘など(ファンドの自己募集等)

投資助言・代理業

投資助言など(投資顧問業)

◆ その他主な規制対象(監視委検査対象)

登録金融機関(銀行)、適格機関投資家等特例業者、金融商品仲介業者、信用格付業者等、高速取引行為者

4. 金商業者等に対する規制(2)

◆ 業規制

- 登録制(内閣総理大臣によって金商業者としての登録を受けた者でなければならない)

◆ 行為規制の例 (販売勧誘ルール)

- 広告規制(著しく人を誤認させるような表示 等)
- 契約締結前、締結時の書面交付義務
- 虚偽告知の禁止
- 断定的判断の提供の禁止
- 損失補てんの禁止
- 適合性の原則 等

4. 金商業者等に対する規制(3): 証券市場の公正性確保のための当事者

- ◆ 証券市場の公正性確保の役割は、監視委、金融庁のみが担っているわけではない
- ◆ 公正な証券市場確保のために、関係者、当事者がそれぞれの規律確保を果たす事が不可欠

《関係者・当事者》

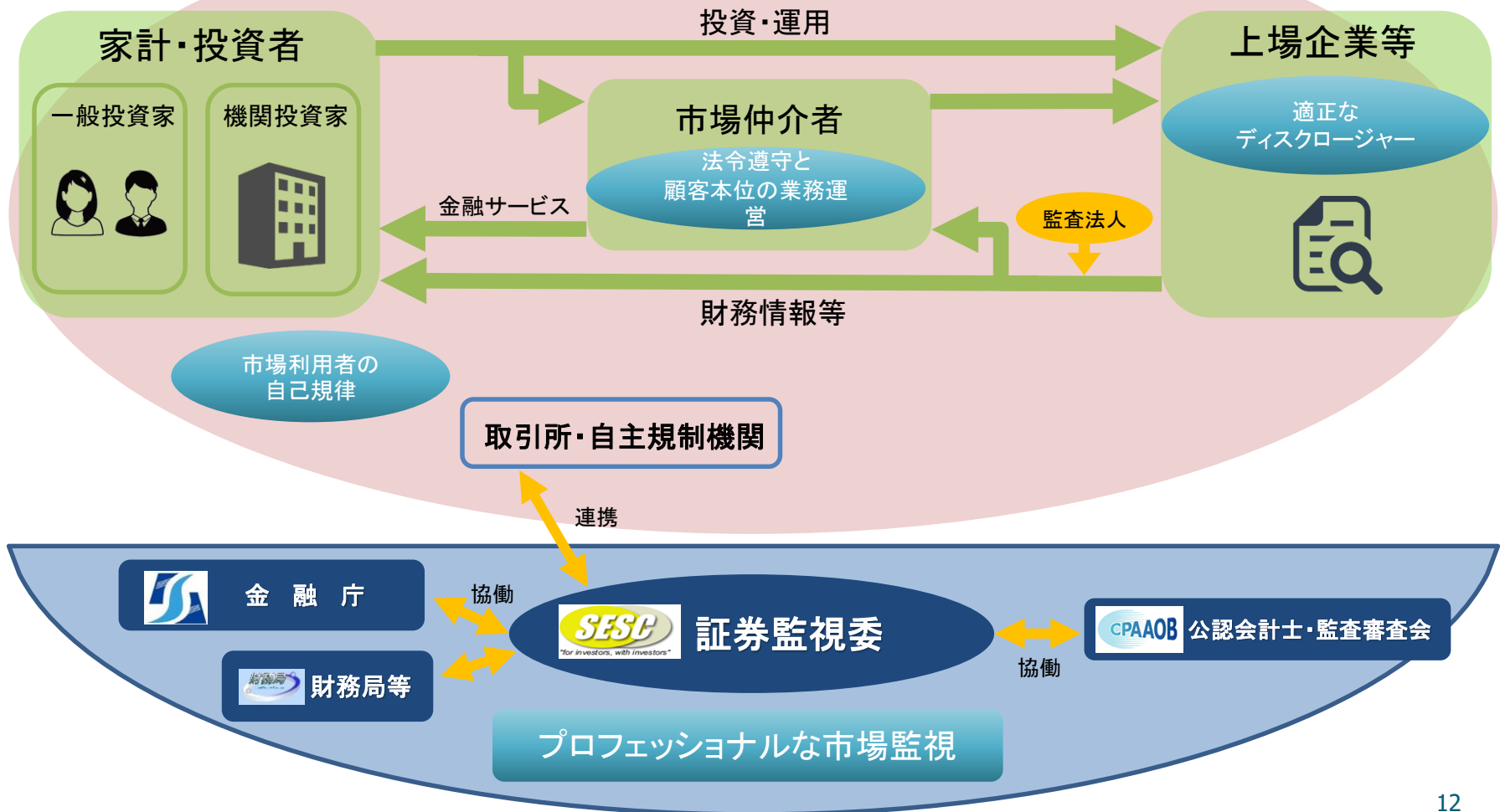


etc...

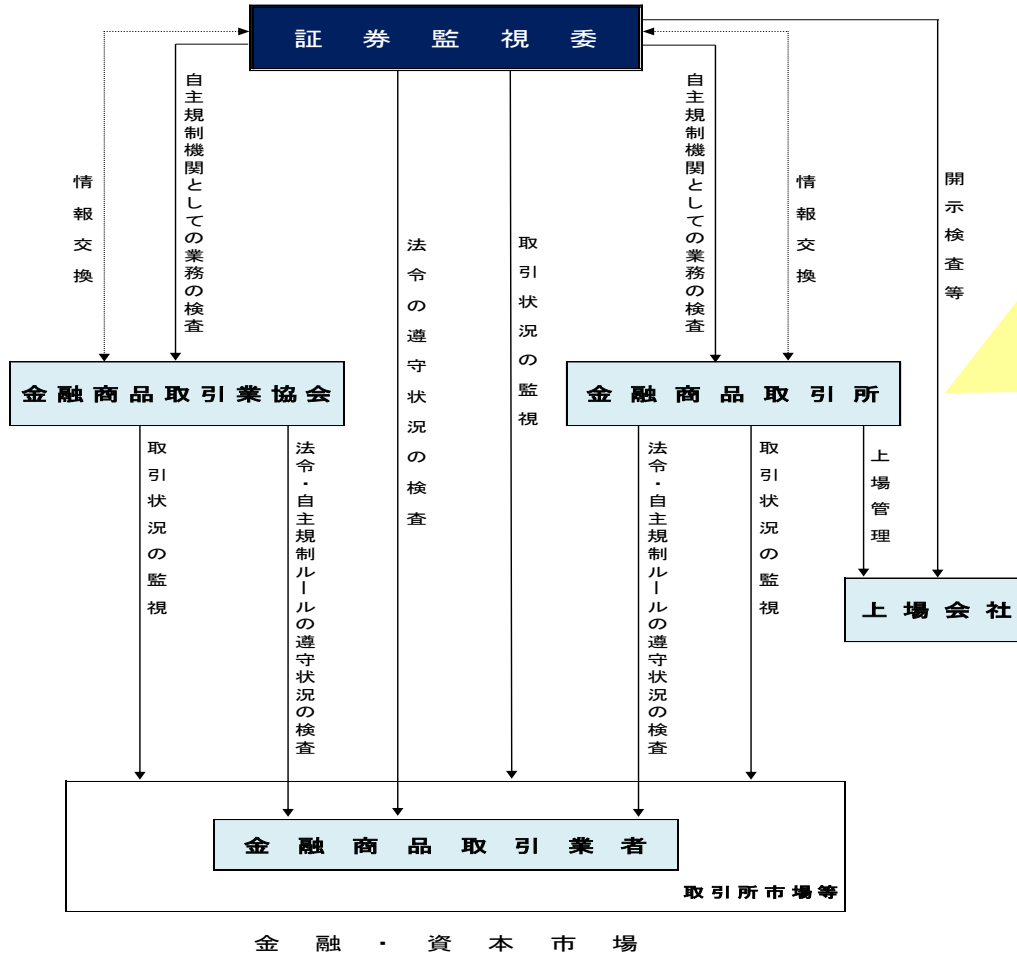
(参考):証券市場の公正性確保のための当事者

市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現

強固な信頼を確立した資本市場



4. 金商業者等に対する規制(4): 自主規制機関との協働



- ◆ 自主規制機関は、日常的な市場監視活動を実施
- ◆ 監視委はこれら自主規制機関と、売買審査などで日常的に連携
- ◆ 定期的な意見交換により相互の問題意識をタイムリーに共有

4. 金商業者等に対する規制(5): 金融商品取引にかかわる機構

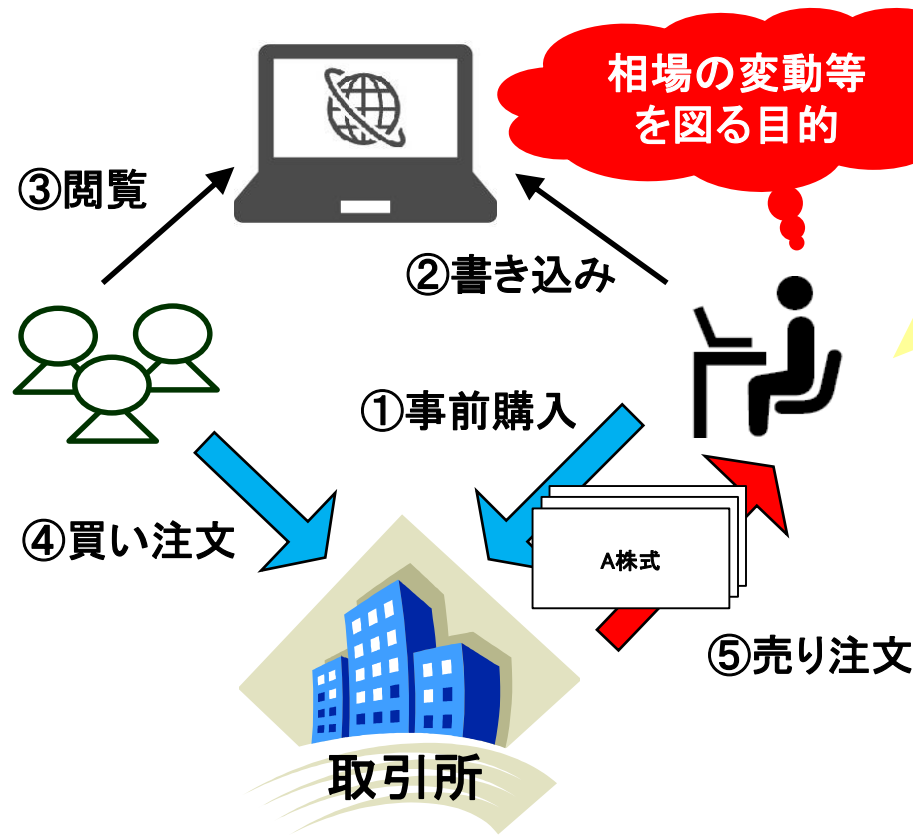
金融商品取引業協会	日本証券業協会（認可） （一社）投資信託協会（認定） （一社）日本投資顧問業協会（認定） 等
金融商品取引所	日本取引所グループ →2019年10月東京商品取引所を子会社化 名古屋証券取引所（含むセントレックス） 札幌証券取引所（含むアンビシャス） 等
その他の機関	指定紛争解決機関（例. 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC））等

5. 不公正取引防止のための規制(1)

不正行為の禁止 (金商法 157条)	不正行為、詐欺行為等包括的な規定
風説の流布、偽計等の禁止(158条)	虚偽の情報を流して投資者を欺く行為等
相場操縦行為等の禁止(159条)	相場を人為的に変動させるにもかかわらず、あたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人を誤解させるなどによって自己の利益を図ろうとする行為
インサイダー取引の禁止(166条、167条)	上場会社の関係者等が内部情報(重要事実)を使って、その公表前に、当該上場会社の株式の売買を行って利益を得る行為
情報伝達・取引推奨行為の禁止(167条の2)	◆ 情報伝達: 上場会社の関係者等が内部情報を、その公表前に外部の者に伝達することで利益を得させる行為 ◆ 取引推奨: 上場会社の関係者等が内部情報を察知し、その公表前に(内部情報は伝えずに)取引を推奨する行為

5. 不公正取引防止のための規制(2)

◆ 風説の流布

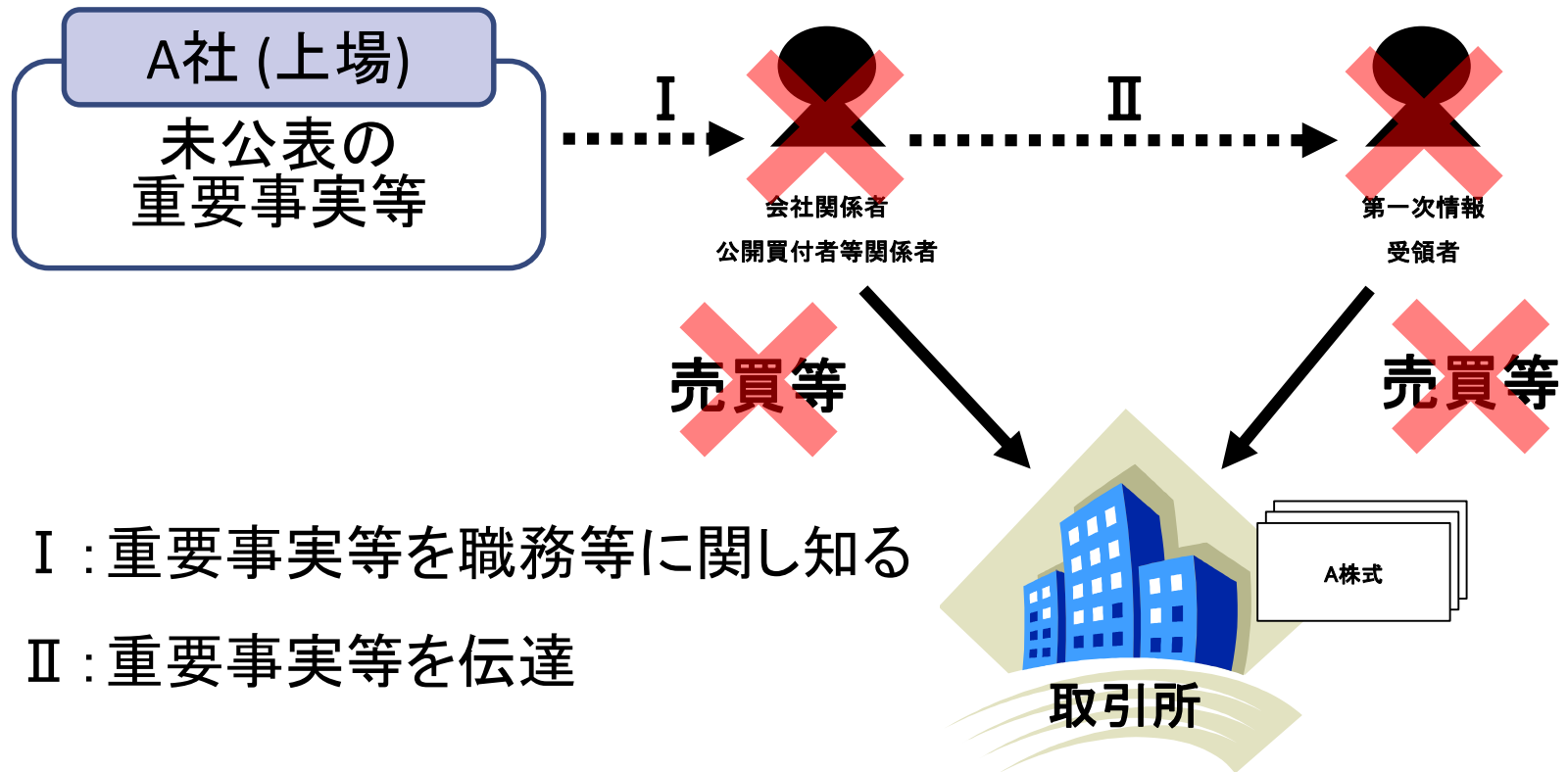


事例

- ◆ 自ら保有する銘柄の株式を高値で売却するため、インターネット上の電子掲示板などに虚偽の情報を掲載
- ◆ 不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、それを見た投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得る

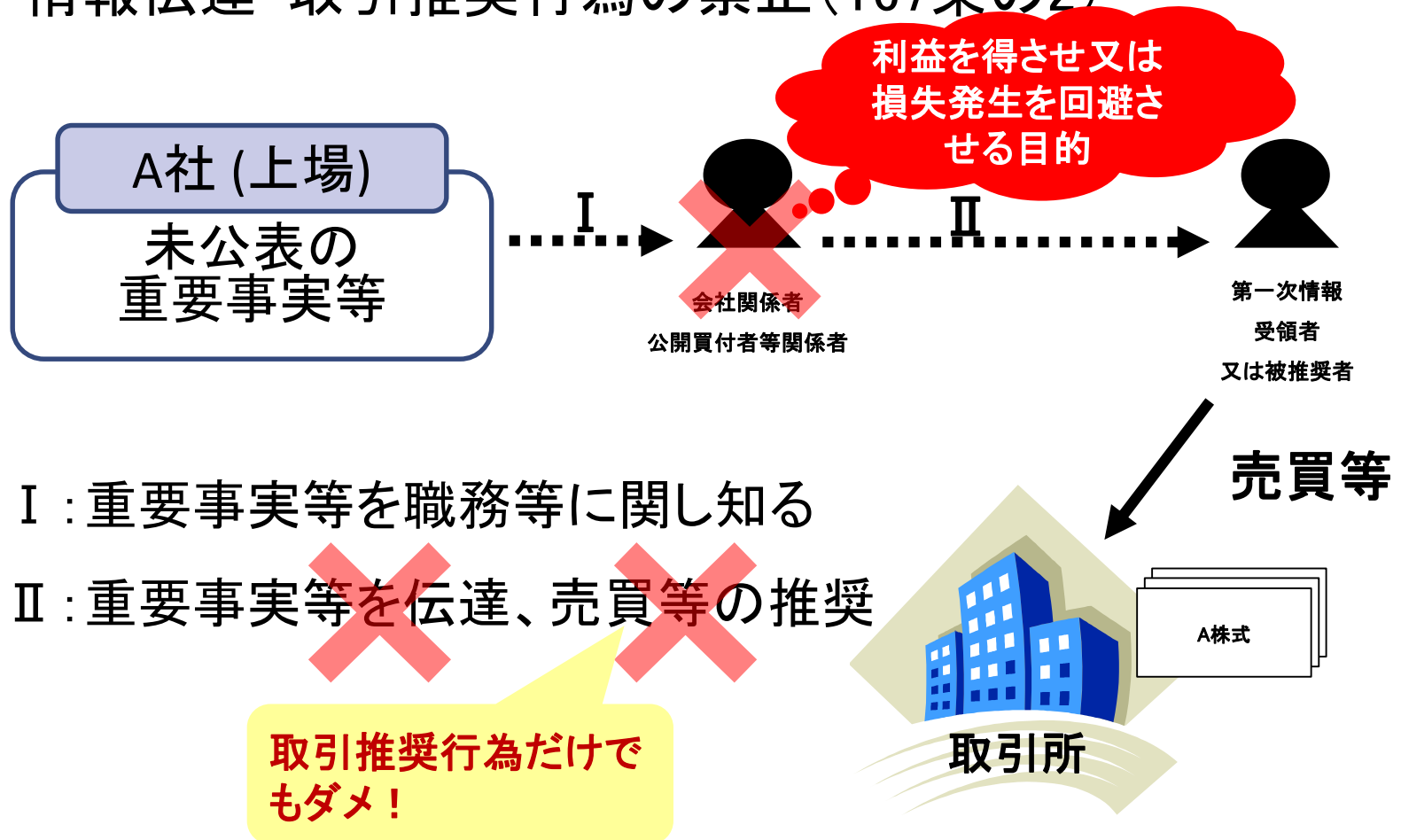
5. 不公正取引防止のための規制(3)

◆ インサイダー取引の禁止(166条、167条)



5. 不公正取引防止のための規制(4)

◆ 情報伝達・取引推奨行為の禁止(167条の2)



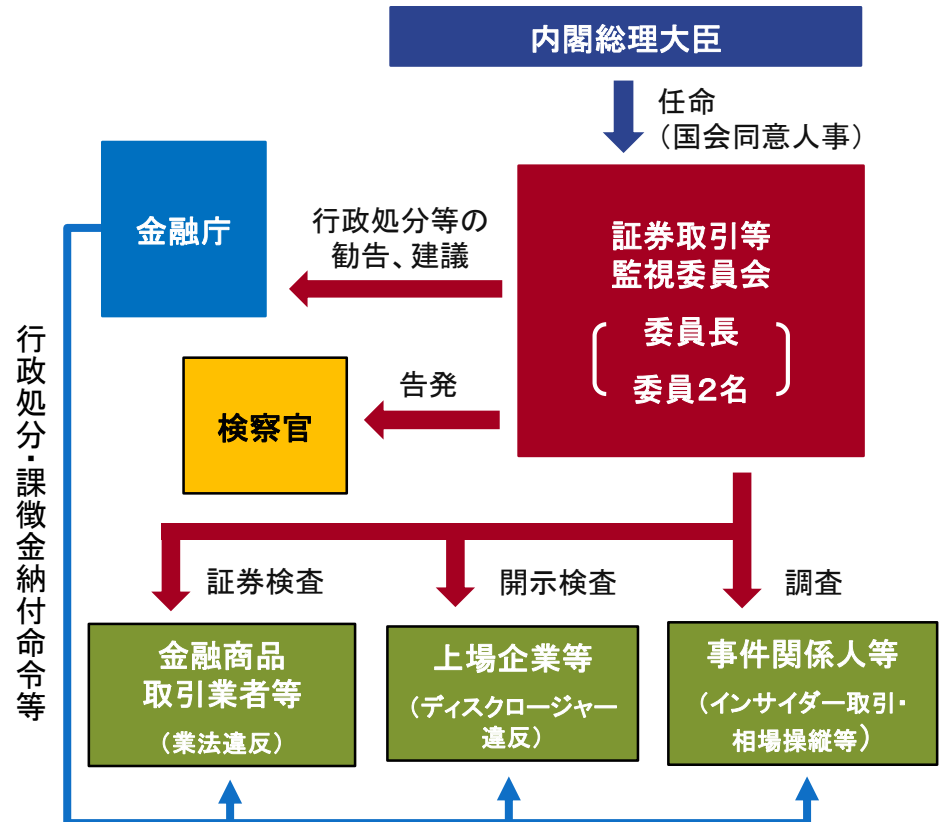
2.証券取引等監視委員会 について

1. 金商法における証券監視委の位置づけ

- ◆ 金商法における証券監視委の権限(第194条の7)(以下は一例)
 - 金商業者等に対する報告・資料提出命令および検査の権限(第2項本文・3項)
 - 課徴金調査権限(第2項8号)
 - 開示書類の提出者等に対する報告・資料提出命令および検査の権限(第3項)
 - 裁判所への緊急禁止・停止命令の申立権限および調査権限(第4項)
- ◆ 証券監視委職員の固有の権限として、犯則事件調査権限を有する(210条、211条)

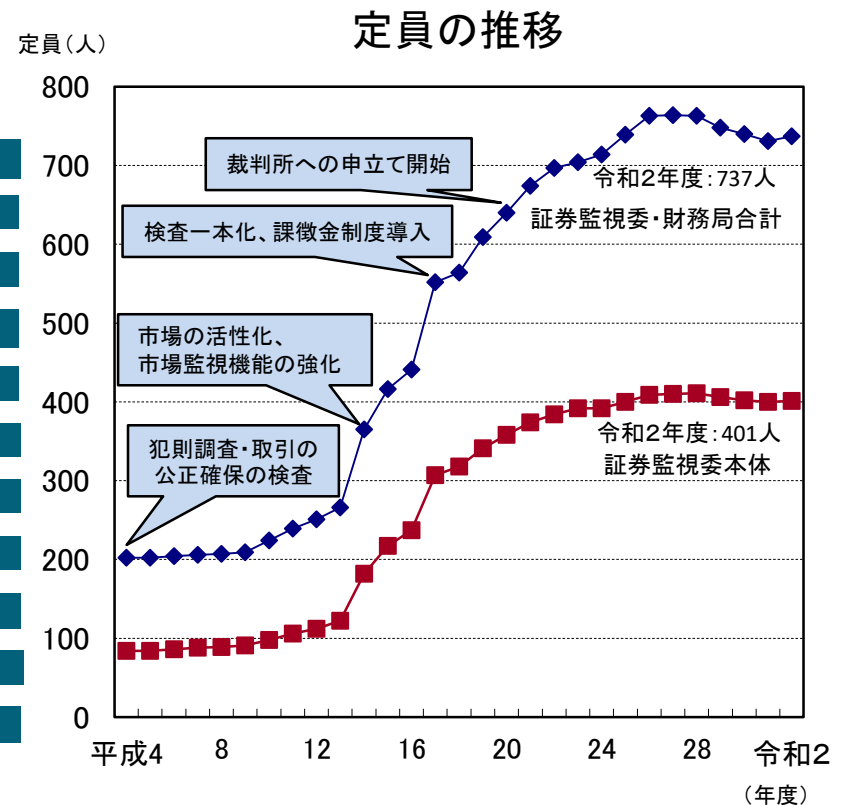
2. 組織・目的

- ◆ 証券監視委は、委員長及び委員2名で構成される合議制の機関として金融庁に設置（平成4年発足）。
- ◆ 委員長及び委員は、内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使（任期3年）。
- ◆ 市場の公正性・透明性確保、投資者保護等を目的に活動。
 - インサイダー取引・相場操縦等の不正取引に対する調査
 - 上場企業等のディスクロージャー違反に対する開示検査
 - 金融商品取引業者等の法令違反行為等に対する証券検査
 - 上記の調査・検査結果を踏まえた行政処分・課徴金納付命令の勧告や告発を実施 等



(参考)証券取引等監視委員会(含財務局等)の機構・定員

- ◆ 証券監視委の下に、総務課、市場分析審査課、取引調査課、開示検査課、証券検査課及び特別調査課の6課からなる事務局が置かれている。
- ◆ また、地方組織の財務局等に、主として地方の金融商品取引業者に対する検査等を担当する職員が配置。
- ◆ これら全てを合計した職員数は737名(令和2年度末定員。うち、証券監視委は401名)。



3. 証券取引等監視委員会の軌跡 ①

平成4年の発足以来、犯則事件の調査にとどまらず、行政調査を拡大し、市場監視機関としての機能を強化。

＜監視委の体制等の変遷＞

平成4年7月 **大蔵省に証券監視委が設立**
(設立時2課:総務検査課、特別調査課)

平成10年6月 金融監督庁に移管

平成13年1月 中央省庁再編に伴い、**金融庁に移管**

平成17年4月・7月 **課徴金制度の導入に伴い、**
取引調査権限・開示検査権限が付与

平成19年9月 ファンド等に対する検査権限追加

平成20年12月 裁判所に対する無登録業者等の違反行為の
禁止・停止の申立て等の権限追加

＜主な出来事＞

平成5年

刑事告発

日本ユニシス(株)株券に係る相場操縦等

平成17年

刑事告発

カネボウ(株)による有価証券報告書の
虚偽記載

平成18年

刑事告発

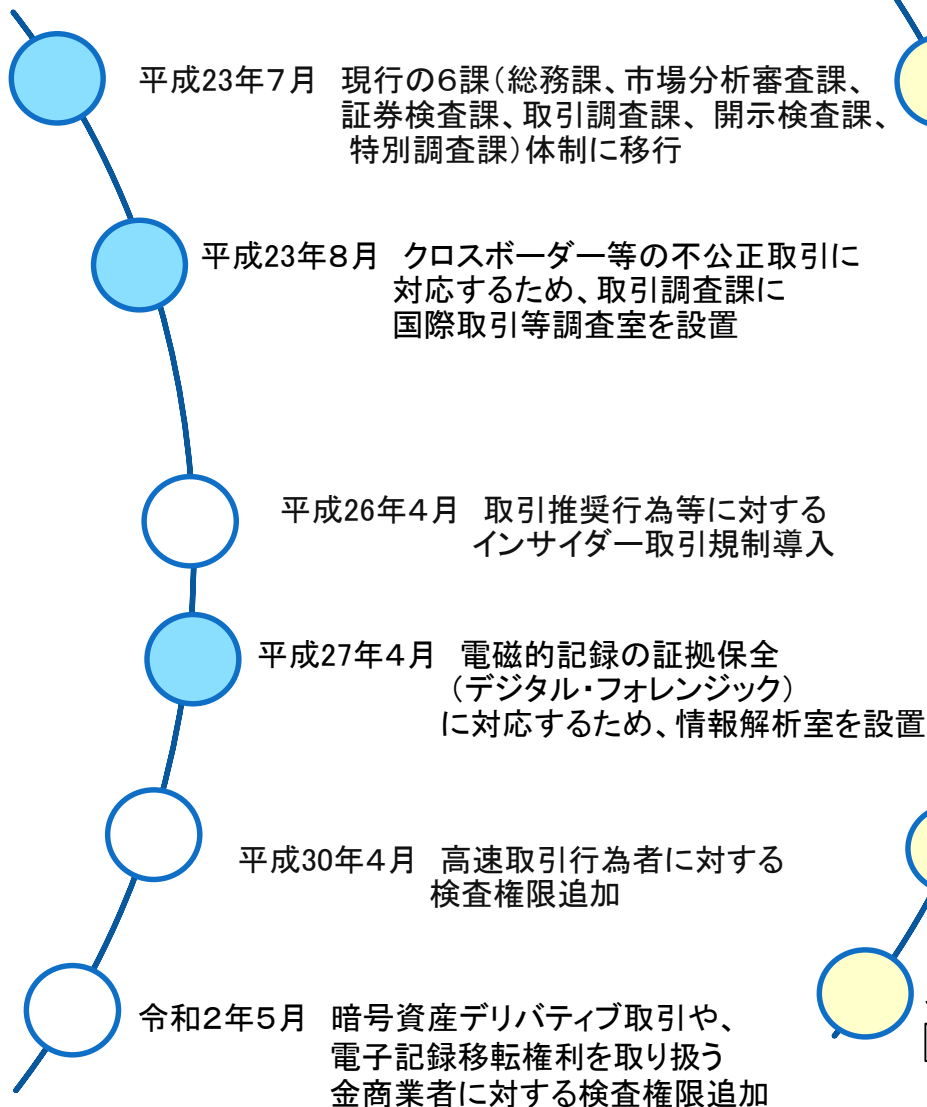
(株)ライブドアマーケティング株券に
係る風説の流布、偽計

刑事告発

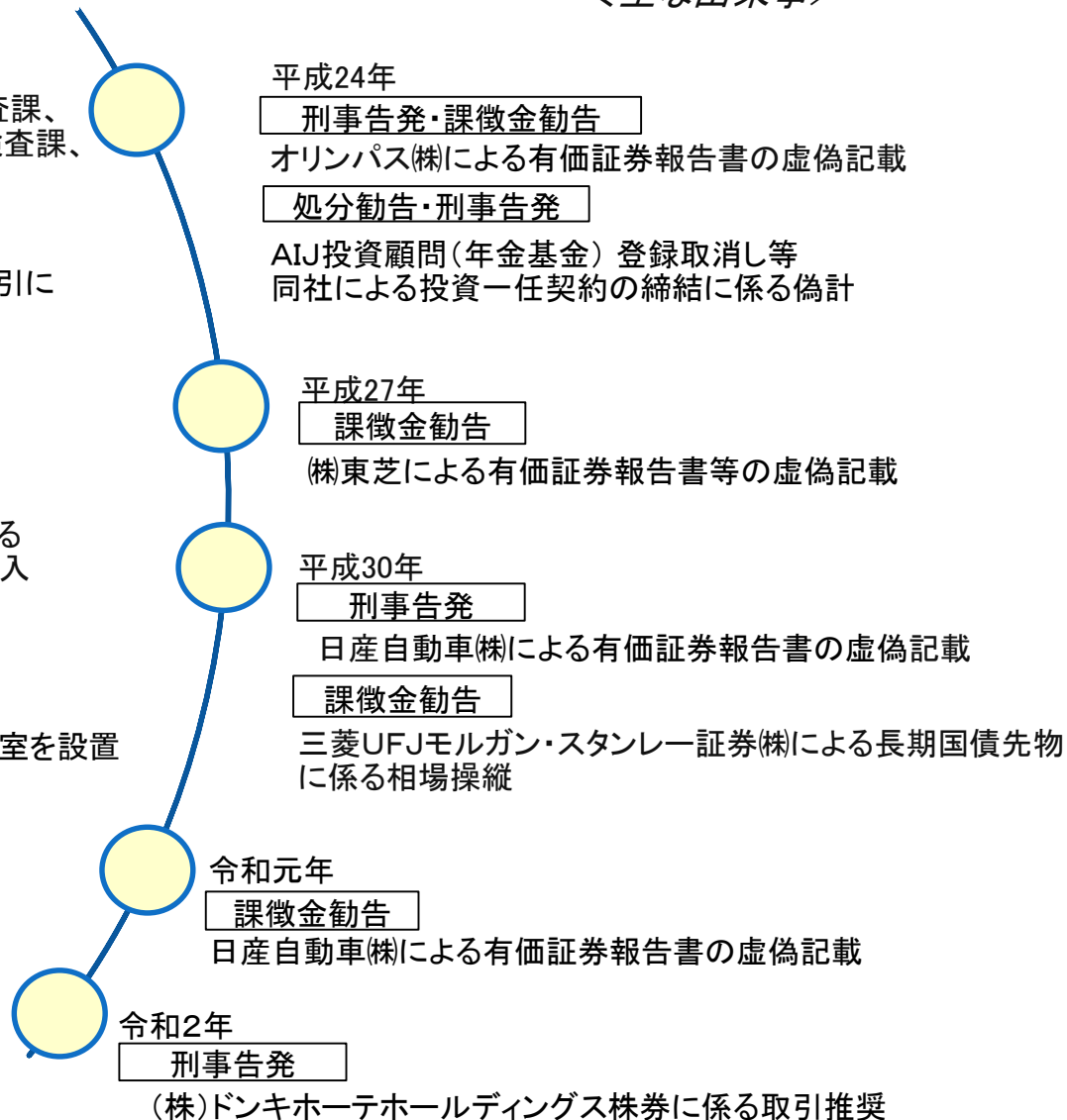
(株)ニッポン放送株券に係る
インサイダー取引

3. 証券取引等監視委員会の軌跡 ②

<監視委の体制等の変遷>



<主な出来事>



4. 証券取引等監視委員会の活動

ー1 市場分析審査

情報の入口：様々な情報の収集・分析を行うとともに、不公正取引の端緒を発見



市場モニタリング：市場に関する幅広い情報の入手、分析

- ・ 経済情勢、経済動向等に係るマクロ分析によるフォワード・ルッキングな市場監視
- ・ 発行市場、流通市場と個別企業の動向を把握（新たな商品、取引等を含む）
- ・ 一般投資家等からの情報受付（年間6～7千件）
- ・ インターネット上のサイト、マスコミ、雑誌等の記事をチェック
- ・ 自主規制機関の上場管理部門との連携（緊密な情報交換）

※ 市場モニタリング機能の充実・強化のため、平成28年6月に市場分析審査課内に「市場モニタリング室」を設置

情報共有



取引審査：証券取引における不公正取引の端緒の早期発見

- ・ インサイダー取引や相場操縦、偽計等について、証券会社や取引所から注文データ等入手し審査（年間約1,000件）
- ・ 不公正取引の疑いのある事案について、調査・検査部門に送付
- ・ 自主規制機関の売買審査部門との連携（緊密な情報交換）

事案送付

調査・検査に活用



4. 証券取引等監視委員会の活動

ー2 不公正取引の調査(①取引調査)

インサイダー取引や相場操縦等の不公正取引を行った者に対し、タイムリーな調査を実施

立入検査や質問調査の実施

- ・ インサイダー取引、相場操縦、偽計(架空増資等)等の不公正取引の有無について、取引を行った者や上場企業等に対し、立入検査や質問調査を実施。
- ・ 最近では、上場企業によるデータ偽装不祥事など、社会的に大きな問題となった事案のインサイダー取引の調査等を実施。



調査等の結果、違反行為が認められた場合



課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施。

- ・ インサイダー取引の違反行為者は、会社関係者(役職員、契約締結者・交渉者等)と第一次情報受領者(取引先、親族、友人等)に大別される。最近では、第一次情報受領者が過半を占める。
- ・ 相場操縦の違反行為者は、大半が個人投資家であり、インターネット取引による事例が多い。

4. 証券取引等監視委員会の活動

ー2 不公正取引の調査(②国際取引等調査)

クロスボーダー取引及びプロ投資家による不公正取引の調査を専門に実施

クロスボーダー取引の調査

- ・ 海外からの発注による不公正取引の調査を実施。
- ・ 海外当局に対し、多国間情報交換覚書(MMOU※)に基づく情報提供を依頼。
- ・ 提供された情報を参考に、調査を実施。

プロ投資家による取引の調査

- ・ プロ投資家による不公正取引の有無について、立入検査や質問調査を実施。



調査の結果、違反行為が認められた場合

課徴金納付命令勧告

- ・ 内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、課徴金納付命令の発出を求める「勧告」を実施。

(※)証券監督者国際機構(IOSCO)が策定した各国証券監督当局間の協議・協力及び情報交換の枠組み(R2.12現在で124の当局が署名)

- ・ IOSCO: International Organization of Securities Commissions
- ・ MMOU: Multilateral Memorandum of Understanding

4. 証券取引等監視委員会の活動

一3 開示検査

上場会社等の開示書類の検査を通じた、適正なディスクロージャーの確保

各種情報の収集・分析

- ・ 情報提供窓口等、さまざまなチャネルを通じた情報の収集・分析
- ・ フォワード・ルッキングな視点等、さまざまな視点による上場企業等の継続的監視



上場会社等に対する検査

開示書類(有価証券届出書・有価証券報告書・大量保有報告書等)の虚偽記載等の開示規制違反が疑われる上場会社等に対する検査の実施



課徴金納付命令勧告等

検査等の結果、開示規制違反が認められた場合

- ・ 開示書類における重要な事項についての虚偽記載等の開示規制違反が認められた場合には、当該上場会社等に対する課徴金納付命令を求める「勧告」を実施。
- ・ 勧告を実施しない場合でも、必要に応じ、開示書類の自発的な訂正等を慫慂。



再発防止・未然防止

- ・ 開示規制違反の背景・原因等を究明した上で、当該上場会社等の経営陣との議論
- ・ 問題意識の共有を通じて、適正なディスクロージャーに向けた体制の構築・整備を慫慂。

4. 証券取引等監視委員会の活動

一4 証券検査

証券モニタリング等を通じて、投資者が安心して投資を行える環境を確保

効果的・効率的なモニタリングの実施

- ・ 約7,700社[※]に及ぶ全ての金融商品取引業者等に対し、効果的・効率的にモニタリングを実施するため、オンサイト・オフサイト一体となって継続的にモニタリングを実施
- ・ モニタリングにおいては、ビジネスモデルの分析、それを支えるリスク管理の適切性等に着目したリスクアセスメントを実施し、リスクベースでオンサイト・モニタリングの対象先を選定

※ 令和2年10月末時点の数値



オンサイト・モニタリングの実施

- ・ 商品内容や取引スキームについて深度ある分析を行った上で業務運営の適切性等について検証
- ・ 問題が認められた場合には、法令違反行為の指摘にとどまらず、経営方針、ガバナンス、人事・報酬体系等の観点からも検証し、問題の根本原因を究明
- ・ 重大な法令違反には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し、行政処分等を求める勧告を実施



(参考) 証券取引等監視委員会の活動実績

情報の受付状況

単位: 件数

区分 \ 年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2 ※注
受付件数	7,600	6,147	7,019	5,798	4,816
受付方法別					
インターネット	5,569	4,551	5,097	4,114	3,491
電話	1,370	1,092	1,452	1,295	995
文書	475	358	332	275	278
来訪	34	26	28	10	8
財務局等から回付	152	120	110	104	44
内容別					
個別銘柄	5,661	4,496	5,448	4,095	3,549
発行体	354	236	200	233	204
金融商品取引業者の 営業姿勢等	798	599	560	497	304
その他(意見・問い合わせ等)	787	816	811	973	759

審査実施件数

単位: 件数

区分 \ 年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2 ※注
合計	1,142	1,099	1,052	1,061	681
価格形成	98	83	70	78	41
内部者取引	1,031	1,002	977	976	637
その他(偽計等)	13	14	5	7	3
(参考)実施主体別					
証券監視委	482	455	427	453	304
財務局等	660	644	625	608	377

※令和2年度については、令和2年4月1日～令和2年12月31日までの件数である。

(参考) 証券取引等監視委員会の活動実績

勧告・告発等件数

区 分 \ 年 度	平成4～ 27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2 (※1)	合 計
勧 告	899	91	38	54	49	19	1,150
証券検査結果等に基づく勧告(※2)	514	35	10	11	14	4	588
課徴金納付命令勧告	381	56	28	43	35	15	558
開示書類の虚偽記載等	94	5	2	10	6	7	124
相場操縦	60	8	5	7	5	4	89
インサイダー取引	225	43	21	23	24	4	340
偽計	2	0	0	3	0	0	5
訂正報告書等の提出命令に関する勧告	4	0	0	0	0	0	4
犯則事件の告発	181	7	4	8	3	1	204
開示書類の虚偽記載等	41	0	0	3	1	0	45
風説の流布・偽計	26	2	0	0	0	0	28
相場操縦	26	3	2	0	0	0	31
インサイダー取引	77	2	2	5	1	1	88
その他	11	0	0	0	1	0	12
適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表	59	23	4	0	2	0	88
無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て	17	1	2	2	3	1	26
建 議	24	0	0	2	0	0	26

※1 令和2年度については、令和2年4月～令和2年12月までの件数

※2 金商法改正(平成28年3月施行)に伴い、平成28年度以降は、適格機関投資家等特例業務届出者等に対しても勧告を実施。

※3 課徴金納付命令勧告(相場操縦、インサイダー取引、偽計)については、命令対象者ベース

3.証券取引等監視委員会の主な 法執行権限

1. 概要

◆ 調査権限

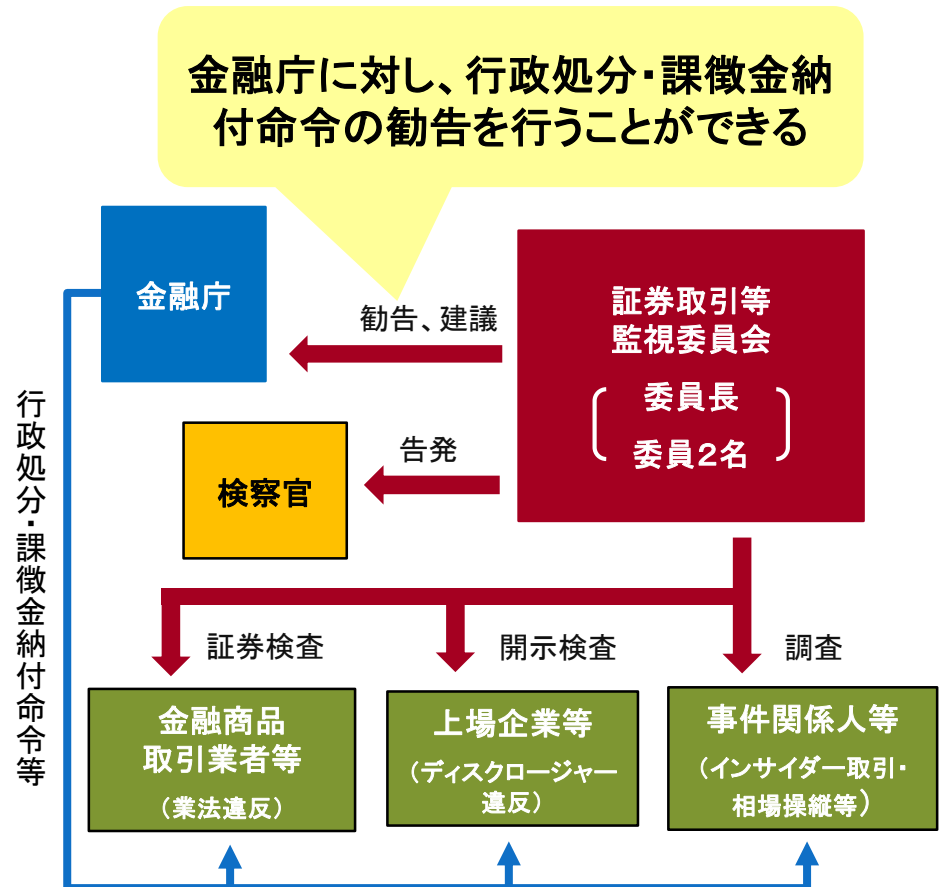
- 証券検査
- 取引調査
- 開示検査
- 犯則事件の調査

◆ 内閣総理大臣及び金融庁長官への行政命令の勧告

- 課徴金納付命令の発出
- 開示書類の訂正報告書等提出命令
- その他必要な行政処分等を行う

◆ 裁判所への禁止命令等の申立て

◆ 犯則調査に基づき、検察へ告発



2. 課徴金制度(1)

◆ 制度の概要

違反行為を抑止し、規制の実効性を確保するという行政目的を達成するため、金商法の一定の規定に違反した者に対して金銭的負担を課すための行政上の措置

◆ 制度の性格

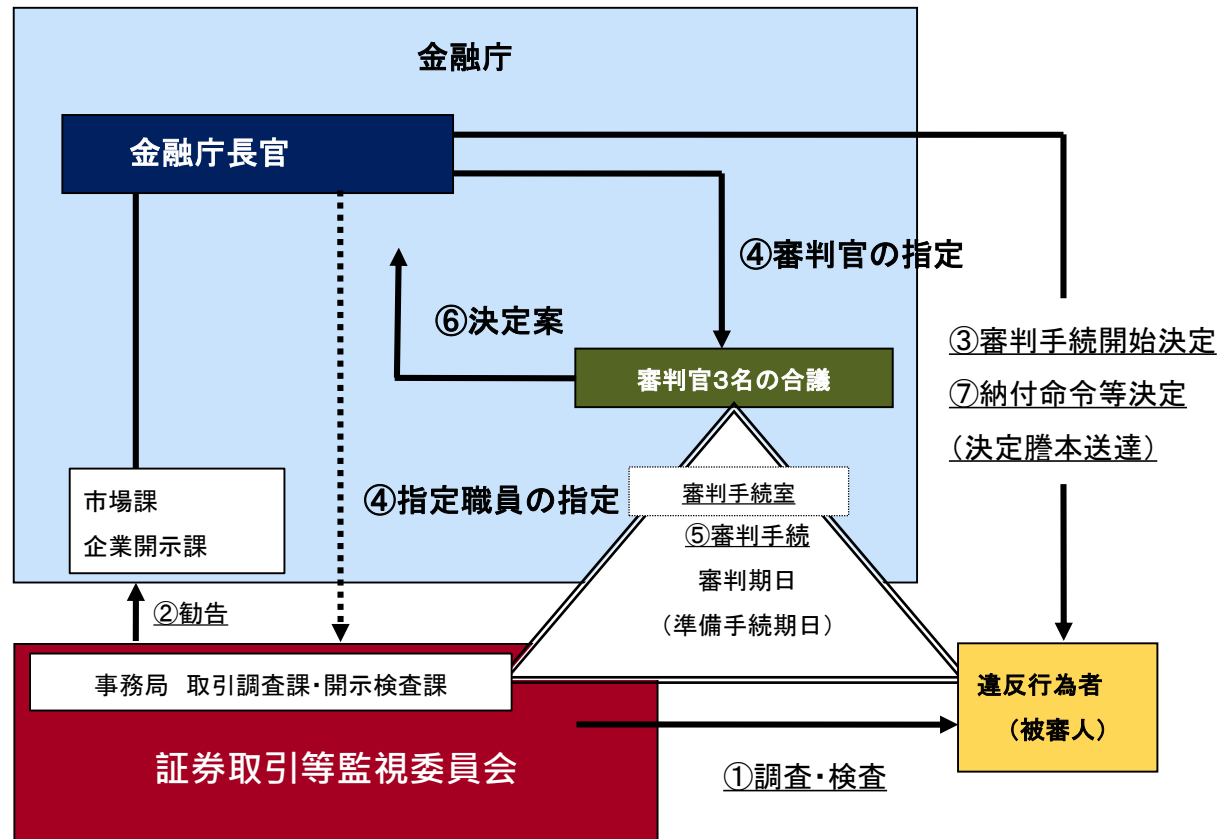
- 違反者に対して経済的利得相当額を水準とする金銭的な負担を課す制度(行政上の措置)
- 機動的な対応が可能な事後規制
- 同一事件について課徴金を課し、更に刑事罰を科すことも可能

検査・調査を迅速、効率的に
実施することが可能

◆ 対象となる主な行為

- 開示規制違反
- 不公正取引

2. 課徴金制度(2): 概念図



* 課徴金納付命令を求める勧告を受けた金融庁長官は、審判官が行う審判手続を経た上で課徴金の納付を命ずるか否かを決定。

2. 課徴金制度(3): 課徴金の加算・減算制度

◆ 違反行為を的確に抑止する観点や、再発防止及び自主的なコンプライアンス体制の構築の促進の観点から設けられたもの

- ◆ (1) 過去5年以内に課徴金の対象となった者が、再度違反した場合、課徴金の額を1.5倍に加算。
- ◆ (2) 一定の違反行為※につき、違反者が当局の調査前に監視委に対し報告を行った場合、課徴金の額を半額に減額

※一定の違反行為: 発行開示書類等の虚偽記載等、継続開示書類等の虚偽記載等、大量保有・変更報告書等の不提出、法人による自己株式の取得に係る内部者取引、等

2. 課徴金制度(4): 不公正取引における課徴金勧告 件数と金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(万円)							
			内部者取引		相場操縦		偽計	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	4	166	4	166	0	0	0	0
平成18	11	4,915	11	4,915	0	0	0	0
平成19	16	3,960	16	3,960	0	0	0	0
平成20	18	6,661	17	5,916	1	745	0	0
平成21	43	5,548	38	4,922	5	626	0	0
平成22	26	6,394	20	4,268	6	2,126	0	0
平成23	18	3,169	15	2,630	3	539	0	0
平成24	32	13,572	19	3,515	13	10,057	0	0
平成25	42	460,806	32	5,096	9	46,105	1	409,605
平成26	42	56,334	31	3,882	11	52,452	0	0
平成27	35	19,183	22	7,550	12	10,409	1	1,224
平成28	51	37,140	43	8,979	8	28,161	0	0
平成29	26	16,896	21	6,083	5	10,813	0	0
平成30	33	41,210	23	3,665	7	37,340	3	205
令和元	29	28,008	24	24,073	5	3,935	0	0
合計	426	703,963	336	89,620	85	203,309	5	411,034

2. 課徴金制度(4): 開示規制違反等における課徴金 勧告件数と金額

年度	勧告件数(件)・課徴金額(万円)					
			開示規制		その他	
	件数	課徴金額	件数	課徴金額	件数	課徴金額
平成17	0	0	0	0	0	0
平成18	3	63,333	3	63,333	0	0
平成19	8	6,684	8	6,684	0	0
平成20	11	191,390	11	191,390	0	0
平成21	10	71,147	9	70,397	1	750
平成22	19	187,981	19	187,981	0	0
平成23	11	56,925	11	56,925	0	0
平成24	9	72,174	9	72,174	0	0
平成25	9	104,836	9	104,836	0	0
平成26	8	60,464	8	60,464	0	0
平成27	6	780,012	6	780,012	0	0
平成28	5	42,578	5	42,578	0	0
平成29	2	1,200	2	1,200	0	0
平成30	10	39,343	10	39,343	0	0
令和元	6	274,695	6	274,695	0	0
合計	117	1,952,768	116	1,952,018	1	750

3. 金商業者等への行政処分

◆ 金商法上、一定の行為を行うには登録、許可、認可等を要する

- 法令等に違反した場合に、登録等の取り消しといった不利益処分

◆ 行政処分権限は、金融庁長官に委任(金商法194条の7)

- 金融庁・監視委による調査結果を踏まえて、金融庁長官が行政処分を命じる

◆ 最近の処分事例

- 東郷証券(株)に対する検査結果に基づく勧告(R1.8.2)
 - 当社の実質的経営者である取締役らは、顧客8名に対して、取引所為替証拠金取引について生じた損失の一部を補填
 - 合計約6,970万円相当の利益を自ら又は第三者をして提供(告発も実施)
 - 登録取消し、業務改善命令
- (株)スマートアセットマネジメントに対する検査結果に基づく勧告(R1.9.10)
 - 投資顧問契約の締結の勧誘メールにおいて、当社が買い推奨を行った複数の銘柄について、実際には売り推奨を行っていない銘柄であるにもかかわらず、買い推奨日からメール配信時までの間に最高値となった日を「売却推奨日」と記載する等
 - 投資助言業者等を比較・評価するウェブサイトで、助言実績がない銘柄を多数掲載等
 - 登録取消し

4. 裁判所の禁止又は停止命令

◆ 概要

行政処分だけでは対応できない金商法違反行為の禁止又は停止を行うために必要な規定（裁判所が緊急差止命令発令）

◆ 主要要件（金商法192条第1項）

- ① 緊急の必要がある
- ② 公益及び投資者保護のため必要かつ適当

無登録で金融商品取引業
を行う者による詐欺的行
為など

◆ 差し止め対象行為

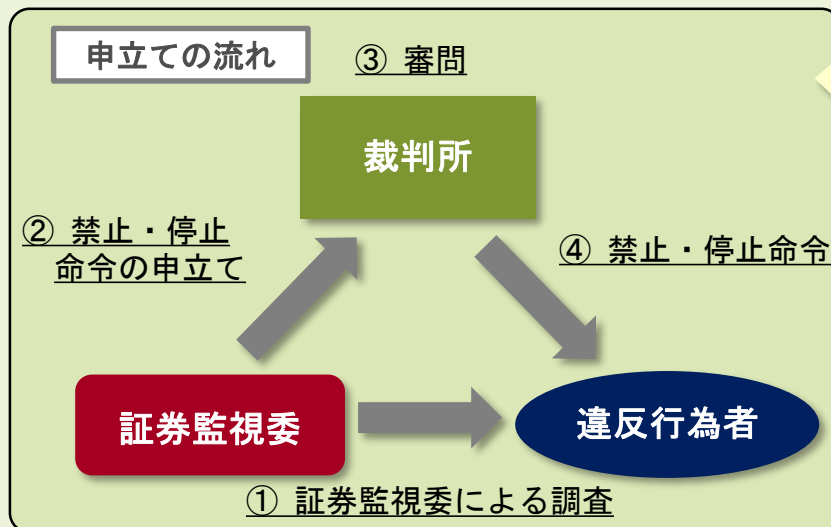
金商法又は金商法に基づく命令に違反する行為

※証券会社に限らず「何人も」差止命令の相手方となり得る

(参考)無登録業者への取組み

裁判所への禁止命令等の申立て

- ・ 捜査当局等と連携し、無登録で金融商品取引業を行う者による詐欺的行為に伴う被害の拡大防止のための調査を実施
- ・ 調査の結果を踏まえ、裁判所に対して法令違反行為の禁止・停止命令を申立て
- ・ 必要に応じて違反行為者の名称等を公表



こんな無登録業者に注意！

【禁止命令の申立て事例】

無登録投資助言業等

- ⇒ 被申立人(違反行為者)らが、ウェブサイト上で無料会員となった一般投資家に対して、虚偽の実績等を説明の上、投資顧問契約の締結を勧誘。
- ⇒ 無登録で、契約者へ投資助言を行い、約3,700人から、37億円超の投資顧問料を得るなどした。

5. 犯則調査

重大・悪質な違反行為の真相を解明し、告発により刑事訴追を求める



証券取引等監視委員会

金融商品取引法等に基づき調査



犯則嫌疑者

重大・悪質な違反行為の調査

インサイダー取引、相場操縦、有価証券報告書虚偽記載等の違反行為のうち、重大・悪質なものを調査。

任意調査

犯則嫌疑者や関係者等に対しての質問、所持する物件の検査等を実施。

強制調査

裁判官が発する許可状により、犯則嫌疑者や関係者の会社や個人宅に立ち入り、関係資料等を差押え。

※ 調査には、公認会計士、IT専門家(電子データの確保・分析)等が参加

告発

調査の結果に基づき、犯則嫌疑者を検察官に告発

5. 犯則調査：刑事罰（例）

カテゴリー	具体的な違反行為	罰則
開示規制違反	有価証券届出書等の重要事項の虚偽記載	10年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金又はその併科
	有価証券届出書等の不提出	5年以下の懲役もしくは 500 万円以下の罰金、または併科
不公正取引	インサイダー取引、 情報伝達・取引推奨行為の禁止	5年以下の懲役 若しくは 5百万円以下の罰金又はその併科 5億円以下の罰金（法人の場合）
	風説の流布、偽計等	10年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金又はその併科 7億円以下の罰金（法人の場合）
	相場操縦	10年以下の懲役 若しくは 1千万円以下の罰金又はその併科 7億円以下の罰金（法人の場合）

4.証券取引等監視委員会 中期活動方針(第10期) ～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

- (※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
- 市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
- 市場利用者による自己規律
- プロフェッショナルな市場監視

証券監視委の活動理念

公正・中立

説明責任

フォワード・ルッキング

実効性・効率性

関係機関との協働

最高水準の追求

証券監視委を取り巻く現在の環境

- 市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展
- グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり
- デジタライゼーションの飛躍的な進展
- 国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

目標

1. 網羅的な市場監視(広く)

- (1) 新たな商品・取引等への対応
- (2) あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- (3) 高齢者を含む多様な投資者の保護
- (4) 全体像の把握(部分から全体へ)
- (5) 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

2. 機動的な市場監視(早く)

- (1) 問題の早期発見・着手
- (2) 早期の対応による未然防止
- (3) 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

3. 深度ある市場監視(深く)

- (1) 問題の根本原因の究明
- (2) 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

証券監視委 中期活動方針（第10期）

～信頼され魅力ある資本市場のために～

証券監視委の使命

的確・適切な市場監視による

1. 市場の公正性・透明性の確保及び投資者保護の実現
2. 資本市場の健全な発展への貢献
3. 国民経済の持続的な成長への貢献

証券監視委が目指す市場の姿

市場参加者が、資本市場の健全な発展及び投資者保護の確保という目標を共有し、それぞれに期待される役割の遂行や専門性の発揮(※)によって、強固な信頼を確立した資本市場

(※) 上場企業等による適正なディスクロージャー
市場仲介者による法令遵守と顧客本位の業務運営
市場利用者による自己規律
プロフェッショナルな市場監視

活動理念・目標

公正・中立

説明責任

フォワード・
ルッキング

実効性・
効率性

関係機関と
の協働

最高水準の
追求

＜これらの活動理念の下、以下の市場監視の実現を目指す＞

網羅的な市場監視(広く)

- ・ 新たな商品・取引等への対応
- ・ あらゆる取引・市場を網羅的に監視
- ・ 高齢者を含む多様な投資者の保護
- ・ 全体像の把握(部分から全体へ)
- ・ 国内外の関係者に向けた幅広い情報発信

機動的な市場監視(早く)

- ・ 問題の早期発見・着手
- ・ 早期の対応による未然防止
- ・ 迅速な実態解明・処理による問題の早期是正

深度ある市場監視(深く)

- ・ 問題の根本原因の究明
- ・ 深度ある分析を通じた市場の構造的な問題の把握

環境認識

市場・企業活動のグローバル化/各種金融市場の緊密化の更なる進展

グローバル経済の先行きを巡る不確実性の高まり

デジタル化の飛躍的な進展

国民の安定的な資産形成や資金の好循環に向けた取組みの深化

施策

(1)内外環境を踏まえた情報収集力の向上

- 市場環境のマクロ的な視点での分析等によるフォワード・ルッキングな市場監視
- 様々な金融市場に対する横断的な市場監視
- 海外当局との連携強化による情報収集力等の強化及び市場監視への活用

(2)深度ある分析と迅速かつ効果的・効率的な調査・検査の実施

- 事案の態様に応じた多角的・多面的な分析・検証
- 不公正取引や開示規制違反への迅速な課徴金納付命令勧告等
- クロスボーダー事案の特質に応じた効果的・効率的な調査・検査
- 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応
- リスクアプローチに基づく効果的・効率的な証券モニタリング
- 投資者被害事案に対する積極的な取組み

(3) 市場規律強化に向けた実効的な取組み

- 調査・検査から得られた知見の多面的・複線的な活用
- 違反行為等の再発防止等に向けた根本原因の究明と対話の推進
- 違反・不適切行為の未然防止に向けた国内外への情報発信強化
- 市場監視の空白を作らないための取組みの深化

(4) デジタル化対応と戦略的な人材の育成

- デジタル化を活用した市場監視業務の高度化・効率化
- デジタル化の飛躍的な進展に伴う新しい商品・取引等への機動的な対応
- 高度な専門性及び幅広い視点を備えた人材の戦略的な育成

(5) 国内外の各機関等との連携

- 自主規制機関との更なる連携強化による効果的・効率的な市場監視
- 多様な市場関係者と連携した市場規律の強化
- グローバルな市場監視への貢献を通じた国際連携の強化

PDCAサイクルによる市場監視態勢の不断の見直し

5. 勧告等事例

日本フォームサービス株式会社に係る課徴金納付命令勧告(R1.12.6)

<事案概要>

- ・ 課徴金額 2,400万円
- ・ 概要

当社は、当社及び子会社における売上の前倒し計上、仕入除外による売上原価の過少計上及び固定資産の減損損失の先送り等の不適正な会計処理を行った。

また、有価証券報告書中「コーポレート・ガバナンスの状況」において、取締役会の開催状況等について、実態とは異なる記載を行った。

これらにより、当社は、重要な事項について虚偽記載のある有価証券報告書等を提出した。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載に対して課徴金勧告を行った初の事例。

公認会計士・監査審査会は、課徴金納付命令勧告と同日に、当社の会計監査人に関し、当社等に対する不適正な監査業務等を理由として行政処分等の措置を勧告。

虚偽記載

「取締役会は…原則月1回開催の定例の取締役会を開催し、重要事項はすべて付議され、…」と記載していたが、当社は、取締役会を年3回しか開催しておらず、また、取締役会において重要事項の大部分が付議されていなかった。この他にも、多数の虚偽記載を認定。

虚偽記載

- ・ 子会社における売り上げ前倒し計上等
 - ・ 未完成品を顧客からの預かり在庫とする売上の前倒し計上
 - ・ 仕入及び買掛金除外並びにその隠蔽操作
 - ・ 架空棚卸資産の計上
- 等

有価証券報告書

- 第一部 企業情報
 - 第1 企業の概況
 - 第2 事業の状況
 - 第3 設備の状況
 - 第4 提出会社の状況
 - コーポレート・ガバナンスの状況
 - 第5 経理の状況
 - 1 連結財務諸表等
 - (1) 連結財務諸表

(参考)監査法人大手門会計事務所に対する検査結果に基づく勧告について(抄)

令和元年12月6日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会(以下「審査会」という。)は、公認会計士法第49条の3第2項の規定に基づき、監査法人大手門会計事務所(以下「当監査法人」という。)を検査した結果、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、同法第41条の2の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

1. 業務管理態勢

最高経営責任者は、監査報告書の提出期限内に、無限定適正意見を表明することを最優先と考え、職業的専門家としての正当な注意を払っておらず、また、財務諸表の信頼性を担保するという監査法人として社会から期待された役割と責任を果たす意識が不足していた。こうしたことから、特定の監査業務において、最高経営責任者を含む業務執行社員が、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手できなかったと認識していながら、無限定適正意見を表明している極めて不適切な状況が認められている。

2. 品質管理態勢

監査契約の新規の締結及び更新に伴うリスク評価等が不十分であること、実効性のある審査実施態勢が構築されていないこと、監査調書を合理的な理由なく修正又は追加できるような状況を容認していること、公認会計士法で禁止されている社員の競業があることなどについて重要な不備が認められるほか、広範に不備が認められており、著しく不適切かつ不十分である。

3. 個別監査業務

検証した全ての個別監査業務において、業務執行社員及び監査補助者に、会計基準及び監査の基準の理解が不足している状況、職業的懐疑心が欠如している状況がみられ、それらに起因する重要な不備を含む不備が広範かつ多数認められており、著しく不適切かつ不十分なものとなっている。

日産自動車株式会社に係る課徴金納付命令勧告(R1.12.10)

有価証券報告書

第一部 企業情報

第1 企業の概況

第2 事業の状況

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

コーポレート・ガバナンスの状況

役員の報酬等

第5 経理の状況

1 連結財務諸表等

虚偽記載

- ・ 代表取締役会長(当時)の金銭報酬のうち、別名目とした繰延報酬を不開示
- ・ 代表取締役(当時)の1億円以上であった金銭報酬を不開示
- ・ 株価連動型インセンティブ受領権(SAR)について、各取締役への権利付与時の公正価値(開示済)と各取締役の権利行使時の支給額との差額を不開示 等

<事案概要>

- ・ 課徴金額 24億2,489万5,000円
- ・ 概要

当社は、有価証券報告書中の「コーポレート・ガバナンスの状況」の役員報酬等に関する情報において、

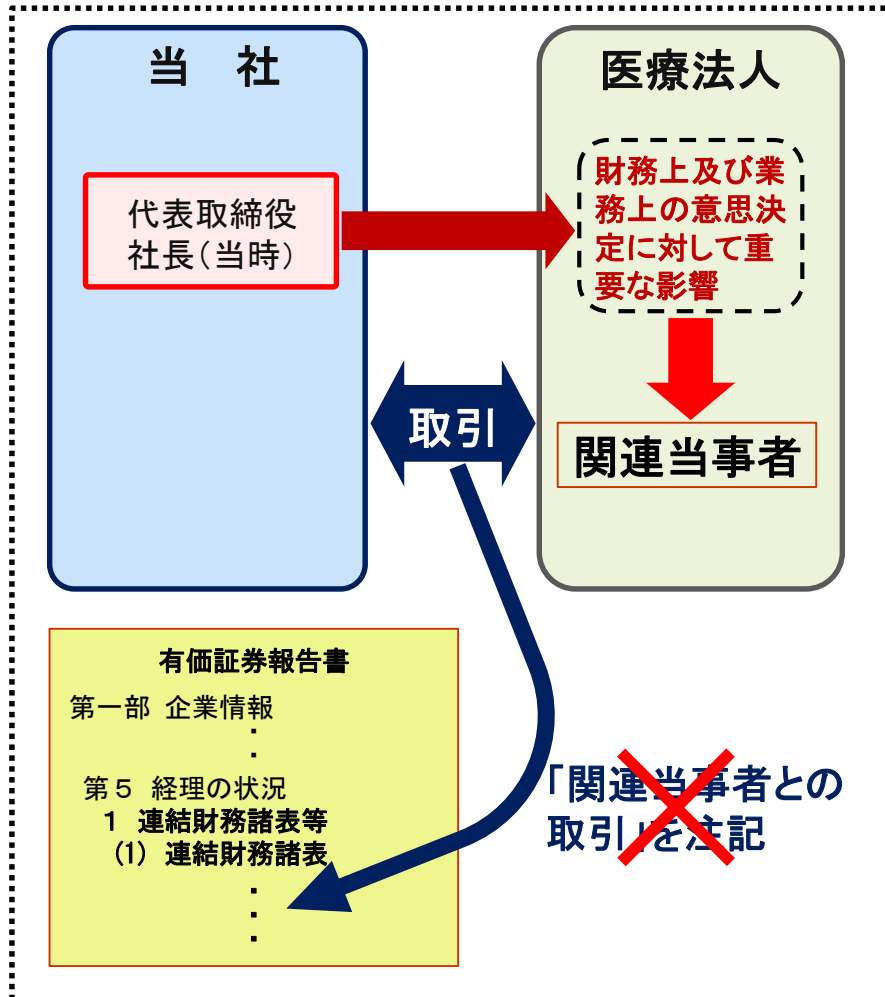
- 連結報酬等の総額が1億円以上である役員ごとの報酬等
- これらの役員を含む、役員区分ごとの報酬等の総額等

について、実態とは異なる記載を行ったことにより、重要な事項について虚偽の記載のある有価証券報告書等を提出。

<本事案の特色>

「コーポレート・ガバナンスの状況」に関する虚偽記載のみを対象として課徴金勧告を行った初の事例。

テラ株式会社に係る課徴金納付命令勧告(R1.7.19)



<事案概要>

- ・ 課徴金額 2億2,385万円
- ・ 概要

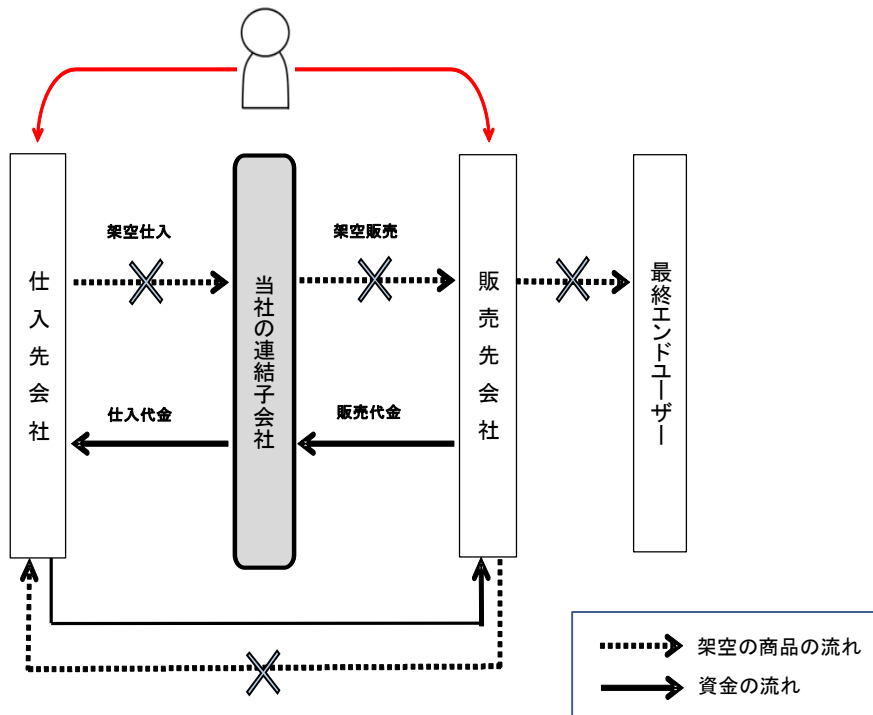
当社の代表取締役(当時)が財務上及び業務上の意思決定に対して重要な影響を有していた医療法人は当社の関連当事者に該当し、当社は、当該医療法人との取引を「関連当事者との取引」として連結財務諸表に注記すべきところ、注記を行わなかった。これにより、当社は、記載すべき重要な事項の記載が欠けている有価証券報告書等を提出した。

<本事案の特色>

連結財務諸表本表の虚偽記載等ではなく、「関連当事者との取引に関する注記」を記載しなかったことのみを以て、重要な事項の不記載として認定した初の事例。

昭光通商株式会社に係る課徴金納付命令勧告(H30.12.14)

代表取締役は同一人物



<事案概要>

- ・ 課徴金額 2,400万円
- ・ 概要

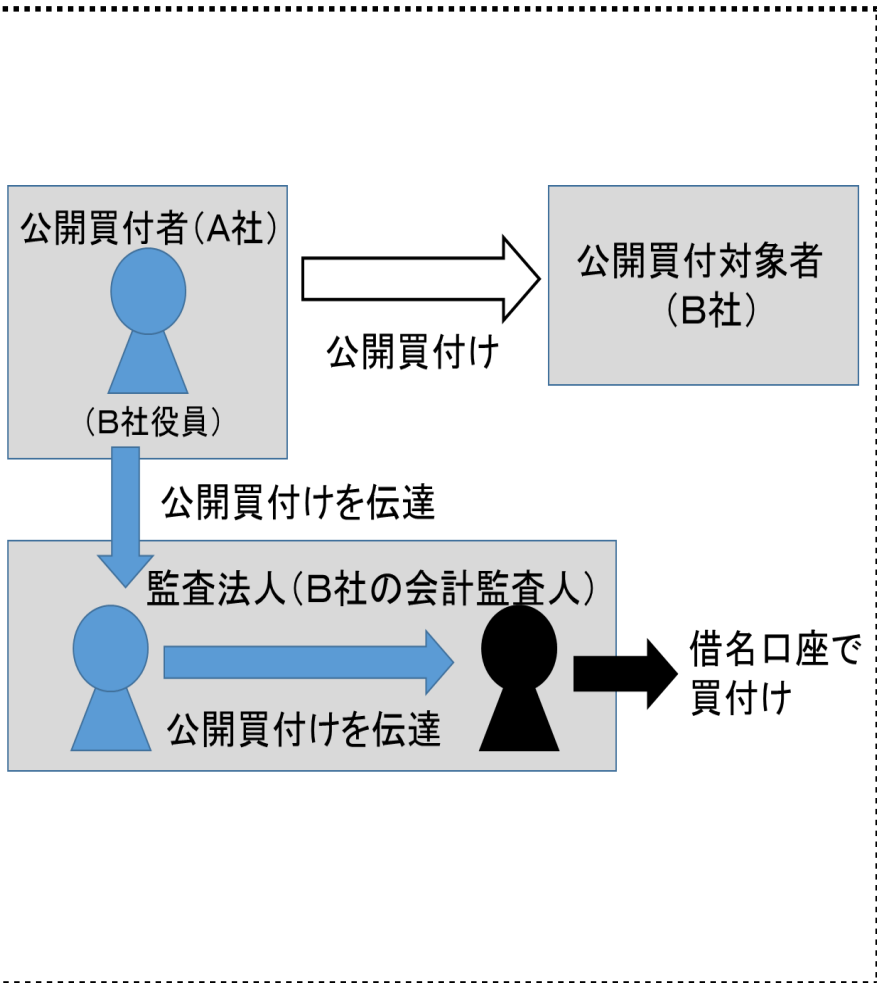
当社(有価証券報告書提出会社)の連結子会社が、同一人物を代表取締役とする仕入先会社と販売先会社との間での架空取引(資金循環取引)を行い、売上を過大に計上する等の不適正な会計処理を行ったもの。

<本事案の特色>

本事例における同一人物を代表取締役とする、仕入先会社と販売先会社が関与した架空取引を行っていた、他の2社に対しても、課徴金納付命令勧告を実施した事例。

<会計士が関与した事例>

東陽監査法人に所属する公認会計士による内部者取引に対する課徴金納付命令勧告(勧告日:H22.11.16)



<事案概要>

- ・ 課徴金額 118万円
- ・ 概要

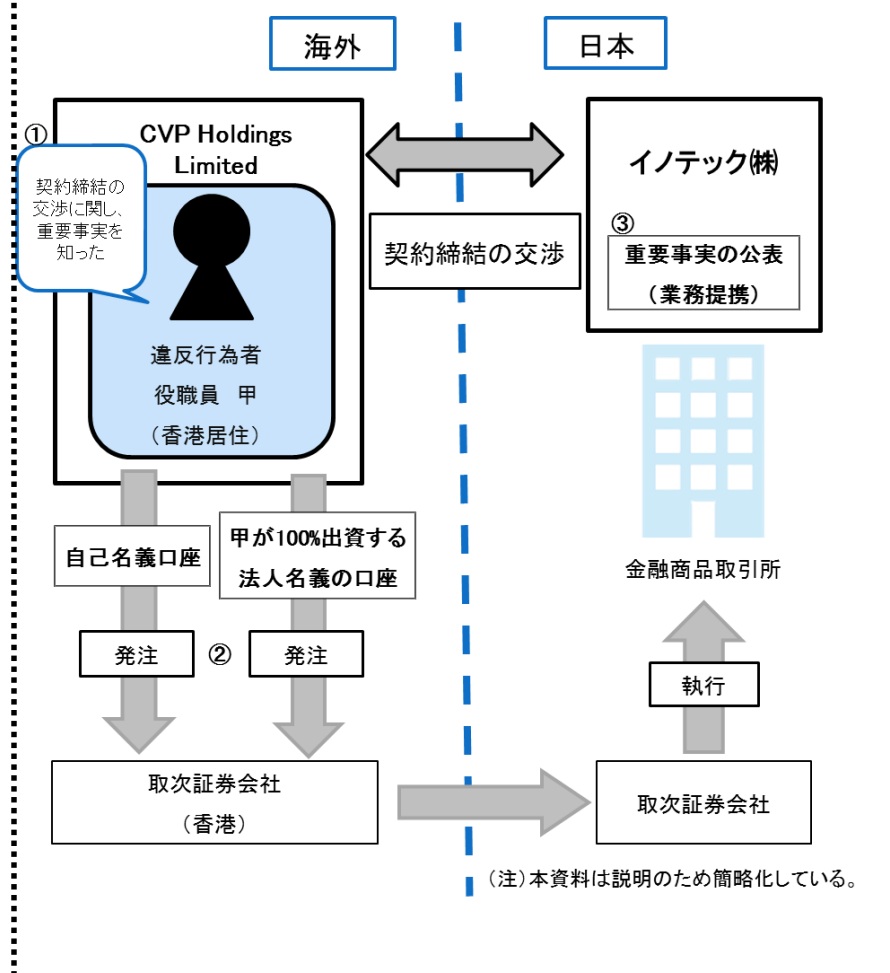
違反行為者は、B社の会計監査人を務めていた監査法人に所属する公認会計士であったが、同監査法人に所属する別の公認会計士が職務上伝達を受けた公開買付けの事実を、その職務に関し知りながら、公表前にB社の株式を買い付けたもの。

<本事案の特色>

市場の公正性、透明性の確保という点で、大きな公共的役割を担っている公認会計士が、職務上知り得た公開買付け事実を利用して、インサイダー取引を行った事例。

海外に居住するイノテック株式会社との契約締結交渉者の役職員による内部者取引(勧告日:R1.12.6)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- 課徴金額 1億9,625万円
- 概要

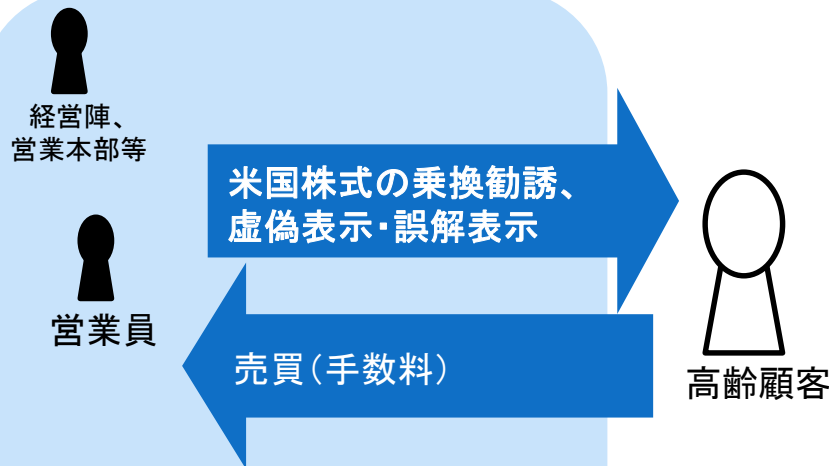
日本の上場会社と、株式の取得を伴う業務上の提携の交渉をしていた香港法人の役職員が、その上場会社が業務提携を行う決定をしたこと(重要事実)を知りながら、重要事実の公表前に、自己及び同族会社の計算で、その上場会社の株式を買い付けたもの。

<本事案の特色>

本事案の課徴金額は、内部者取引に対する課徴金額としては過去最高額。

東洋証券株式会社への検査結果に基づく行政処分勧告について (勧告日:H30.10.30)

【違反行為事実の概要】



※ 経営陣は、問題を把握したが、改善を指示せず。
営業部門の責任者は、社内検査で何度も問題を指摘されたが、営業員に手数料目標の達成を要請。

＜事案概要＞

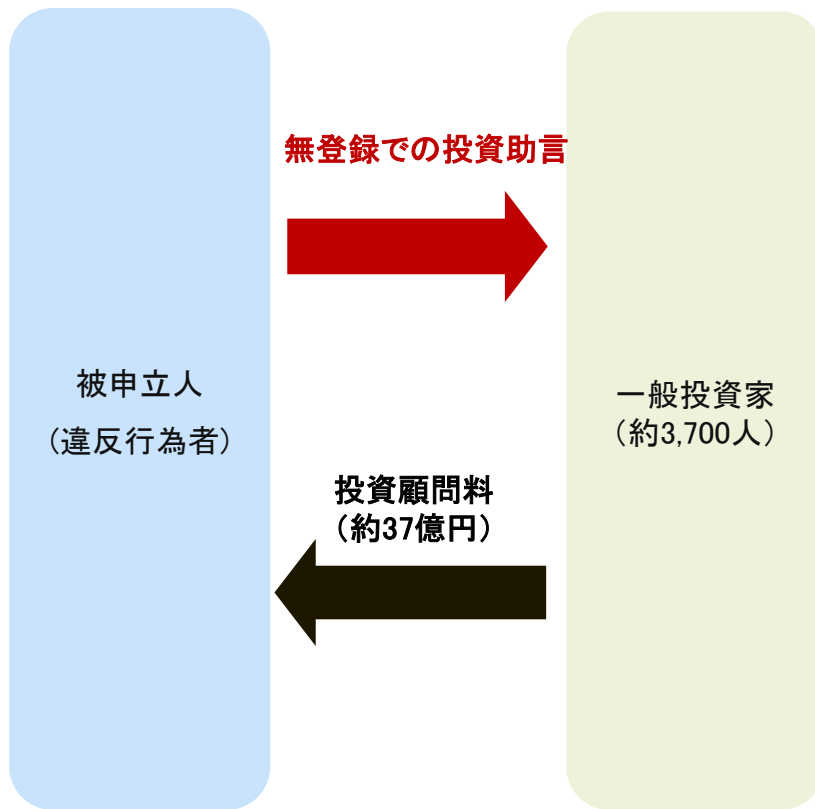
多数の営業員が、高齢顧客に対し、米国株式の乗換の勧誘に応じってもらうため、売却損失を実際の額より過少に伝えるなどといった虚偽表示や、誤解を生じさせる表示を行っていたもの。

＜本事案の特色＞

- ・ 収益を優先する企業風土が強く根付いており、コンプライアンスを軽視していた結果、米国株式取引の勧誘において虚偽表示等の法令違反が認められた事案。
- ・ 勧告に基づく行政処分:業務改善命令

(株)JG-company及びその役員等による金商法違反行為に係る裁判所への禁止命令等発出の申立て(申立日:H30.3.2)

【違反行為事実の概要】



<事案概要>

- ・ 無登録業者による法令違反行為について、裁判所へ禁止・停止命令の申立てを行ったもの。
- ・ 被申立人(違反行為者)らが、金商業の登録を受けないまま、ウェブサイト上で無料会員となった一般投資家に対して、虚偽の投資実績等を説明の上、投資顧問契約の締結を勧誘し、契約者へ投資助言を行い、約3,700人から37億円超の投資顧問料を得るなどした。

<本事案の特色>

無登録投資助言業について申立てを行った初めての事案。

2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、**記述情報の開示の好事例**を収集・公表。

- 好事例集の章立ては、「記述情報の開示に関する原則」各論の項目と対応。
⇒ 好事例集と「記述情報の開示に関する原則」とを併せて利用することで、より両者についての理解が深まる。
- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
当該コメントは、「記述情報の開示に関する原則」と対応。
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 好事例集は、随時更新を行う予定。

[illegible]

2019年3月に公表した「[記述情報の開示の好事例集](#)」について、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、その後に公表された有価証券報告書等の中から、**経営方針、事業等のリスク、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）**等に関する好事例を収集し、[2019年12月に追加・更新](#)

- 好事例集の章立ては、「記述情報の開示に関する原則」（2019年3月公表）各論の項目と対応
それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。当該コメントは「記述情報の開示に関する原則」と対応
⇒ 好事例集と「記述情報の開示に関する原則」とを併せて利用することで、より両者についての理解が深まる
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待
- 更新した開示例には、経営目線の議論や経営者の考えを反映したもの、任意の開示書類における記載を有価証券報告書に取り込んだもの、図表を用いて記載を工夫したもの等あり
- 好事例集は、随時更新を行う予定（2019年12月最終更新）

63

(参考) 「記述情報の開示の好事例集2020」 (抄)
令和2年11月16日 金融庁公表

①新型コロナウイルス感染症に関する開示

「新型コロナウイルス感染症」に関する開示例

サトーホールディングス株式会社 有価証券報告書（2020年3月期）【経営戦略等】P14-15

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

（3）中長期的な会社の経営戦略及び対処すべき課題

当社グループは、前期に策定した中期経営計画の経営方針や成長戦略を引き続き踏襲し実行しております。現在世界では、サプライチェーンの複雑化や安心・安全への希求、深刻化する人口問題への対応などの社会課題に対して、IoTやAIなどの技術革新による解決が求められています。サトーグループにとって大きな成長機会となるこうした外部環境の変化の中で、幅広い市場、業界において、現場起点のグローバル・ソリューション・プロバイダーへと飛躍することがサトーグループの目指す姿です。

外部環境の変化と各市場の課題



経営方針として、成長ポテンシャルの高い自動認識ソリューション事業に引き続き経営資源を傾け、戦力の最大化を実現し、持続可能な成長力と収益基盤をより強固なものにしています。お客様の現場ごとの課題を捉え、最適な消費やサービスを組み合わせる「コト売り」と、市場・業界別のビジネス・パートナーとの提携強化により、現場起点のグローバルソリューションプロバイダーを目指しています。また、消費者購買行動の多様化やデジタル化が進行している消費財市場における価値創造を企図したB2B2Cの新ビジネスを創出し、本業の持続可能な成長につなげてまいります。

目標達成のための戦略を以下の4施策にまとめ、実行スピードをあげて取り組みます。

戦略1（海 外 事 業） 「コト売り」をキーにしてベース事業のさらなる強化・拡大

戦略2（日 本 事 業） 成長ビジネスをより強化してソリューション事業のさらなる拡大

戦略3（ゲームチェンジ） 顧客・消費者志向のイノベーションで新規ビジネスモデルをグローバルに事業化

戦略4（グループ経営） ITインフラ、リスクマネジメント体制強化、資本生産性の向上、社内バリューチェーンの最適化

直近の新型コロナウイルスの感染拡大を含む外部環境の急速な変化をふまえ、経営目標等については現時点で開示しておりません。サトーグループがターゲットとする各市場における新型コロナウイルスの影響による顧客課題を早期に捉え、新たな取り組みを加速させてまいります。

With/After コロナの事業インパクト

注）マニファクチャリング（BFA）、リテール/アパレルID（Bリテール）、フード（B食品）

	短期	中長期
マニファクチャリング	- 製造業全般（特に自動車業界）における生産減 - 生活必需品業界における生産増 - 従業員健康管理の需要	- サプライチェーン可視化による在庫適正化需要 - BCP観点でのサプライチェーン再検討 - 自動化や非接触など作業性の見直し - 効率化や品質担保の需要
ロジスティクス	- ECや食品・日用雑貨卸して物量増 - アパレル系全般は外出自粛影響で物量減 - 物流センターで新規投資や着工の遅延 - 従業員健康管理の需要	- サプライチェーンの平準化 - 消費者の行動変動 - 人手不足に対応する自動化需要
リテール/アパレルID	- スーパーでの販売増、専門店での販売減 - 従業員や来店者の安心・安全の確保（ソーシャル・ディスタンス等） - 学校休校による主婦労働力確保の困難 - 時短営業による食品の早期売切り需要	- 消費変動やオムニチャネル化、ダイナミックプライシングなど現場作業の複雑化 - 人手不足に対応する自動化需要 - 中食需要増に対応した安心・安全の需要 - 自宅での消費財の在庫管理需要
ヘルスケア	- 患者や検体の増加 - 従事者健康管理の需要	- 行動履歴取得や衛生管理強化で院内感染抑制 - 非接触や遠隔診療など作業性の見直し
フード	- 食品製造の好調、外食の低迷 - フードデリバリーの急増 - 従業員健康管理の需要	- 自動化による少人数オペ化や非接触の需要 - テイクアウトやデリバリーの表示・品質需要 - 製造従事者と製品のトレーサ需要

- With/After コロナにおける各事業への影響について、短期、中長期の観点で記載

(参考) 「新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示Q&A」の概要 (2020年5月29日公表)

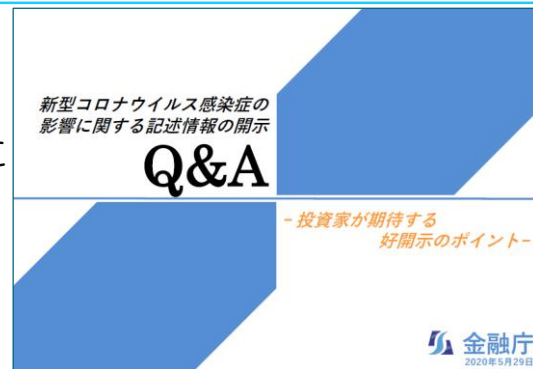
- 新型コロナウイルス感染症の広がり、多くの上場企業等の経済活動に影響を与えており、こうした不確実な経営環境の下、**経営者の視点による充実した開示を行うことは、投資家の投資判断にとって重要**
- 「記述情報の開示の好事例集」(2020年12月最終更新)の取りまとめにご協力いただいた投資家・アナリストの意見を踏まえ、有価証券報告書の記述情報における新型コロナウイルス感染症の影響に関する開示について**投資家が期待する好開示のポイントをQ&Aとして公表**(2020年5月29日公表)

1. 位置づけ

- 本Q&Aは、プリンシプルベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則」(2019年3月公表)に沿っており、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促すことを目的
- 本Q&Aは、**新たな開示事項を加えるものではないが**、これを参考に、**充実した開示が行われることを強く期待**

2. Q&Aに収録した項目

- Q1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- Q2 事業等のリスク
- Q3 事業等のリスクの対応策
- Q4 経営者による財政状態、経営成績及キャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)
- Q5 キャッシュ・フロー分析
- Q6 会計上の見積り
- Q7 監査役等の活動状況
- Q8 役員報酬
- Q9 政策保有株式
- Q10 将来情報における事後的な事象の変化に係る開示の考え方



3. 新型コロナウイルス感染症の影響に関する記述情報の開示 Q&A

Q1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等の記載内容

新型コロナウイルス感染症の影響が拡大する中、

- 経営環境において、新型コロナウイルス感染症の影響について記載する必要があるか。
- 現状の経営環境を踏まえ経営方針・経営戦略等を見直す場合における開示の留意事項は何か。
- 経営方針・経営戦略等を見直す必要がない場合は、追加の説明は不要か。

(解説)

- 有価証券報告書における経営方針・経営戦略等については、背景となる「経営環境についての経営者の認識の説明」を含めて記載することが求められています。
- 経営環境については、企業構造、事業を行う市場の状況や競合他社との競争優位性に加えて、自社の弱みや課題、経営環境の変化を踏まえた自社にとっての機会やリスクに関する経営者の認識を記載し、これらも踏まえて経営方針・経営戦略等を記載することが望まれます。また、投資家がセグメントごとの経営方針・経営戦略等を適切に理解できるように、各セグメントに固有の経営環境についての経営者の認識も併せて説明することが望まれます。
- 新型コロナウイルス感染症の広がり、各社の経営環境等に大きな影響を与えており、その影響は事業等によって異なるものと考えられます。このため、新型コロナウイルス感染症が自社の経営環境にどのような影響を与えているかについて、経営者が新たに認識した自社の弱みや課題、機会やリスク等も踏まえ、セグメントごとに具体的に記載することが望まれます。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症の影響が今後の経営環境にどのような変化をもたらす可能性があるかについての経営者の認識も記載することが期待されます。
- 現状の経営環境の変化を踏まえて経営方針・経営戦略等を見直す場合、従前からどのような点を変更したかが分かるように記載することが望まれます。また、KPIの変更が必要となる場合には、新しいKPIを示すだけでなく、その変更理由についても具体的に記載することが期待されます。
- 経営方針・経営戦略等を見直す必要がないと判断した場合であっても、新型コロナウイルス感染症の拡大により生活様式の変化を求められていることを踏まえ、見直す必要がないと判断するに至った議論の背景等を具体的に記載することが期待されます。

②ESGに関する開示

「ESG」に関する開示例

味の素株式会社（1/3） 有価証券報告書（2020年3月期）【経営戦略等】P16,19

【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】 ※ 一部抜粋

(2) 前中期経営計画の振り返り

② 非財務目標（社会価値）

事業を通じた「健康なこころとからだ」、「食資源」、「地球持続性」への貢献を目指し、「環境」、「社会」、「ガバナンス」（E・S・G）の項目に沿って定量的な目標を定めています。

	非財務目標の内容	2017年度実績	2018年度実績	2019年度実績	2020年度目標 ※一部、2020年度以降の目標を掲げています。
社会	うま味を通じてたんぱく質・野菜をおいしく摂取し、栄養バランスを改善します。	味の素グループ製品による肉・野菜の摂取量（日本・Five Stars（注1）） 肉：720万トン 野菜：440万トン	肉：720万トン 野菜：440万トン	肉：700万トン 野菜：430万トン	肉：年860万トン：19%（9.7kg/人/年） （対 2015年度+3%（+2.0kg）） 野菜：年550万トン：8%（6.2kg/人/年） （対 2015年度+2%（+1.6kg））
	共に食べる場を増加します。	味の素グループ製品による共食の場への貢献回数（日本・Five Stars（注1）） 60回	60回	58回	70回/世帯/年 （対 2015年度+20回）
	おいしくスマートな調理を実現します。	味の素グループ製品を通じて創出される時間（日本） 37百万時間	37百万時間	37百万時間	38百万時間/年 （6時間/世帯） （対 2015年度+7百万時間）
	人々の快適な生活を実現します。	アミノ酸製品（アミノサイエンス）を通じた快適な生活への貢献人数 1,980万人	1,990万人	1,950万人	2,200万人 （対 2015年度+400万人）
環境	温室効果ガスの削減：製品ライフサイクル全体でカーボンニュートラルにします。	温室効果ガスの排出量対生産量原単位 35%削減 （対2005年度）	33%削減 （対2005年度）	39%削減 （対2005年度）	2020年度：9%削減 （対2015年度）（注2） 2030年度：50%削減 （対2005年度）
	再生可能エネルギー比率	23%	24%	26%	2020年度：28% 2030年度：50%
	脱フロン	—	—	—	2025年度：新規導入100% 2030年度：HFCs（注3）保有量極小

環境	フードロスの削減：2050年までにライフサイクルでフードロスを半減します。	原料受入からお客様納品までのフードロス削減	4%増加	17%増加 （注4）	2%増加	2020年度：20%削減 （対2016年度） 2025年度：50%削減 （対2016年度）
	食資源の確保と生態系・生物多様性を含む自然環境の保全：次世代のための食資源の確保と生態系・生物多様性を含む自然環境の保全に貢献し、持続可能な調達を実現します。	持続可能な調達	パーム油 14%	パーム油 25%	パーム油 25%	2020年度：パーム油・紙100% 2030年度：課題原料100%
		低資源利用発酵技術・副生物活用・原料代替技術による天然原料使用量削減	79%	79%	79%	2025年度：100%導入

(3) 新中期経営計画

— 味の素グループのASV経営 — 「2030年の目指す姿と2020-2025中期経営計画」

⑤ 目標とする経営指標

(b) 非財務目標

「環境」、「社会」、「ガバナンス」のESG課題について、特に健康、環境に関する課題解決に注力します。環境課題に対しては、2030年までに温室効果ガスを50%削減し、将来、炭素税等の経済リスク80～100億円を軽減することを最重要対策として取り組みます。同時に、水使用量、プラスチック廃棄物、食資源の廃棄量、持続可能な調達に関する重要課題について、ステークホルダーと連携して負荷軽減を進めます。

ESG課題	解決施策	目標	リスク
気候変動	- 国際イニシアティブへの参加 - 省エネ、再生可能エネルギー電力利用 - 新技術による社会への貢献	温室効果ガス削減率 FY25: 25%削減(対FY18) FY30: 50%削減(対FY18)	
	- 製造工程水使用量削減 - 水源の森林整備	水使用量削減率 ¹ FY30: 80%削減(対FY05) 飲料使用水森林涵養率 FY25: 100%以上	
資源循環型社会構築	- リデュース：包材コンパクト化等 - リサイクル：モノマテリアル素材転換、廃棄物削減技術の共有	プラスチック廃棄物 FY30: ゼロ化	80-100億円相当のリスク。軽減を目指した施策を実行
	- 製造工程廃棄物削減 - 有効活用先拡大	フードロス削減率 ² FY25: 50%削減(対FY18)	
サステナブル調達	- 森林破壊・生物多様性・人権・動物との共生 - 持続可能なコーヒー豆、パーム油、紙、大豆、牛肉の調達 「動物との共生に関するグループポリシー」に沿った調達	持続可能な調達比率 FY30: 課題原料100%	

1：対生産量原単位削減率 2：原料受け入れからお客様納品まで（Scope 1）

- ESGに関連する指標を定量的に記載
- ESGの課題について、その解決策や目標を経営戦略と関連づけて記載
- 社会に関する非財務目標について、事業に関連する会社独自の指標を設定し記載

「ESG」に関する開示例

味の素株式会社（2/3） 有価証券報告書（2020年3月期）【事業等のリスク】P23-25

【事業等のリスク】 ※ 一部抜粋

当社グループの経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスクには、重要項目ごとに以下のようなものがありますが、中でも新型コロナウイルス感染症のパンデミック（世界的な大流行）については、現在進行形で極めて重要な経営リスクの1つであると認識しています。

以下は、すべてのリスクを網羅したものではなく、現時点では見えない又は重要と見なされていないリスクの影響を将来的に受ける可能性があります。当社グループではこのような経営及び事業リスクを最小化するとともに、これらを機会として活かすための様々な対応及び仕組み作りを行っております。

（中略）

(2)マテリアリティ

マテリアリティ項目	① 関連する機会とリスク（○機会 ●リスク）	② 味の素グループの主要な取り組み
食と健康の課題解決への貢献	○生活者の健康意識、健康ニーズの高まり ○健康・栄養課題の深刻化による食習慣の見直し ○ブランドへの信頼獲得 ○企業価値の向上 ○健康・栄養関連の規制強化（砂糖税等） ○予測予防への食と栄養の関与 ●健康・栄養分野における競争激化・劣化リスク	・おいしく摂取し、心身のすこやかに繋がる食品・アミノ酸製品およびメニューの提供 ・うま味によるおいしいうま味 ・減糖、減脂 ・たんばく質摂取の推進 ・「アミノインデックス技術」による予防医療への貢献 ・当社グループ製品が満たすべき栄養基準の整備 ・生活者一人一人への栄養改善の個別提案（パーソナライズ栄養）
生活者のライフスタイルの変化に対する迅速な提案	○共に食べる楽しさ、喜びの提供による企業レピュテーションの向上 ○デジタル活用等による新しい価値の創造 ●生活者のライフスタイルの変化、価値観の多様化への対応遅れによる成長機会の損失 ●生活者のライフスタイルの変化による既存事業への影響（調理時間の短縮、調理技術の低下、食品流通の変化）	・食を通じた人と人のつながり、コミュニティの創出 ・ビッグデータ・生活者データの活用によるマーケティングの高度化 ・スモールマス（都市化等）への対応強化 ・製品・サービス・情報のお客様への適切な届け方の実践 ・スマートな調理等、簡便ニーズに対応した製品・サービスの拡充
製品の安全・安心の確保	○お客様の満足度向上によるブランドへの信頼獲得 ○ステークホルダーへの適切な情報公開による信頼獲得 ●うま味・MSGに対するネガティブな風評の拡大による事業への影響 ●製品の品質クレーム・トラブルによるお客様からの信頼低下	・製品パッケージやWEBでの適切な情報共有 ・「お客様の声」の製品・サービスの開発、改善への反映 ・うま味・MSGの価値共有のためのコミュニケーションを強化 ・味の素グループ品質保証システム「ASQUA（アスカ）」に基づく品質保証活動の徹底と人材育成
多様な人材の活躍	○働きがいの向上による会社の成長 ○イノベーションが起きやすい環境づくり ●人材獲得競争の激化によるコスト上昇	・エンゲージメントサーベイを活用したPDCAサイクルの推進 ・ダイバーシティ推進に向けた組織風土改革 ・女性人材の育成・登用 ・健康経営の推進 ・人材教育・啓発活動 ・従業員の「ASVの自分ごと化」促進 ・イノベーション創出のための企業文化醸成（統合型アクセラレータープログラム）
気候変動への適応とその緩和	○脱炭素に向けた外部連携 ●脱炭素への取り組み遅延、炭素税の負担増加による生産コスト上昇 ●気候変動による原材料調達不安 ●気候変動への対応遅れによる企業価値毀損	・製品ライフサイクル全体でのカーボンニュートラルに向けた長期的な取り組み ・生産時、輸送時のエネルギー削減の取り組み ・再生可能エネルギーへのシフト ・TODIに対応した情報開示（シナリオ分析等） ・飼料用アミノ酸による環境負荷低減（土壌・水質汚染の低減）
資源循環型社会実現への貢献	○環境に配慮した素材の開発 ●廃棄物削減、リサイクルへの取り組み遅延による企業価値毀損	・生分解性が高いアミノ酸系洗浄剤の供給 ・容器包装の削減（プラスチック廃棄物の削減等） ・環境対応型包装資材（単層材/生分解性プラスチック/植物由来原料/認証紙）の使用 ・環境ラベルの普及 ・製品パッケージを活用したプラスチック廃棄物削減訴求
フードロスの低減	○返品・製品廃棄の削減の取り組みによるコスト削減 ●フードロス低減の取り組み遅延による企業価値毀損	・原料をムダなく活かせるモノづくりの実践 ・デジタルを活用したSDMの高度化・効率化 ・賞味期限延長等による返品・製品廃棄の削減 ・お客様の使用時のロス削減 ・おいしく残さず食べ切る「食エコ」提案

マテリアリティ項目	③ 貢献するSDGsのゴール	④ 中計で掲げる戦略への影響	⑤ 影響の大きさ	⑥ 発現の蓋然性、時期	⑦ 評価	⑧ 前年比較
食と健康の課題解決への貢献		健康を軸とした生活者への価値提案力の低下、および提案の競争力低下による生活者受容の低下。	大	中	極めて重要	→
生活者のライフスタイルの変化に対する迅速な提案			中	高	極めて重要	→
製品の安全・安心の確保		—	小	高	注視	→
多様な人材の活躍		多様な人材が活躍できないことによる計画の実行力、および食と健康の課題解決力の低下。	中	中	重要	→
気候変動への適応とその緩和			大	中	極めて重要	↑
資源循環型社会実現への貢献		コスト上昇による、食と健康の課題を解決を通じて効率性高く成長できる収益構造実現（ROIC向上）の遅れ。環境対応の不足によりブランド価値が毀損することによって、提供価値が低下、または提供価値への信頼が低下する。	小	中	注視	→
フードロスの低減			中	高	極めて重要	↑
持続可能な原材料調達			中	中	重要	↑
水資源の保全・生産時の水の消費と排水の管理			中	中	重要	↑

- ・ 重要な経営リスクについて、機会の観点も含めて記載
- ・ 重要な経営リスクとSDGsとの関連性について記載するとともに、経営戦略に与える影響を記載し、その影響の程度、発生すると想定している時期、前年度からの重要度の変化についても記載

「ESG」に関する開示例

味の素株式会社（3/3） 有価証券報告書（2020年3月期） 【役員の報酬等】 P75-76

【役員の報酬等】 ※ 一部抜粋

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

2) 社外取締役を除く取締役の報酬

(i) 短期業績連動報酬

2020年度から、社外取締役を除く取締役の短期業績連動報酬は、全社業績のみで評価することとし、評価指標を改定しました。

年度決算の主要な指標である売上高、事業利益および親会社の所有者に帰属する当期利益（いずれも連結ベース）を評価指標としました。

改定後の短期業績連動報酬の評価指標および評価ウエイトは、次のとおりです。

	評価指標	評価ウエイト
1	売上高	30%
2	事業利益	50%
3	親会社の所有者に帰属する当期利益	20%

(ii) 中期業績連動型株式報酬

中期業績連動型株式報酬に係る制度（以下「本制度」という）は、当初の対象とした3事業年度（2017年4月1日から2020年3月31日まで）が終了しましたが、取締役会は2020年4月1日から開始する3事業年度（2020年4月1日から2023年3月31日まで）（以下「新対象期間」という）においても本制度を継続することを決議し、2020年6月24日開催の第142回定時株主総会において、2020-2025中期経営計画（以下「新中期経営計画」という）の達成に向けて本制度の業績連動の内容を見直すとともに、継続にともなう所要の変更をすることを決議しました。

本制度の対象者は、新対象期間中に当社の取締役（社外取締役を除く）、執行役員または理事であること（新対象期間を通じて国内非居住者および2020年6月30日までに退任する者を除く）、信託に拠出する金銭の上限22億円、信託が拠出された金銭で取得する当社株式の上限110万株に変更はありません。

役員等に支給される当社株式等の対象となる当社株式数は、評価指標ごとの目標達成率と評価ウエイトから算定される評価指数に、予め設定した役位別の中期業績連動報酬額を乗じて得られた金額の総額を、2020年3月31日の当社株式の終値（2,010.5円）で除して得られた数となります。その50%は当社株式で交付され、残り50%は所得税等の納税に用いるため、信託が市場売却により換価した上で換価処分金相当額の金銭で給付されます。

改定後の中期業績連動型株式報酬の評価指標、目標値および評価ウエイトは、次のとおりです。

	評価指標	目標値	評価ウエイト
1	ROIC（投下資本利益率）達成率（注）1	8.0%	60%
2	重点事業売上高比率達成率（注）2	70%	20%
3	相対TSR（株主総利回り）（注）3	1	10%
4	従業員エンゲージメント（注）4	—	5%
5	ESG目標（注）5	—	5%

(注) 1. 対象期間の各年度の目標達成率の加重平均値

（加重平均ウエイト：2020年度 25%、2021年度 25%、2022年度 50%）

ROIC（投下資本利益率）は、以下の算定式に基づき算出します（いずれの数値も連結ベース）。

∴ ROIC = (事業年度の税引後営業利益) ÷ [{ (事業年度の投下資本) + (前事業年度の投下資本) } ÷ 2]

* 投下資本 = 親会社の所有者に帰属する株主資本 + 有利子負債

(注) 2. 2022年度の目標達成率

重点事業売上高比率は、以下の算定式に基づき算出します（いずれの数値も連結ベース）。

∴ 重点事業売上高比率 = (2022年度の重点事業売上高) ÷ (2022年度の連結売上高)

(注) 3. 2022年度の目標達成率

相対TSRは、以下の算定式に基づき算出します。

∴ 相対TSR = (最終事業年度末日の当社株主総利回り) ÷ (当社株主総利回り計算期間に相当する、配当込みTOPIXの株主総利回り)

(注) 4. 従業員エンゲージメント調査の結果および新中期経営計画に掲げた取組みと達成度を自己評価

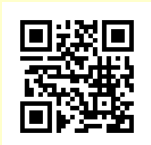
(注) 5. 新中期経営計画に掲げたESG目標への取組みと達成度を自己評価

■ 新中期経営計画で掲げた非財務目標を、中期業績連動型株式報酬の評価指標に関連付けて記載

(参考)証券取引等監視委員会ウェブサイト等のご案内

証券取引等監視委員会 ウェブサイト

<https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券取引等監視委員会 Twitterアカウント

 @SESC_JAPAN



※当Twitterアカウントは、情報をお寄せいただく窓口
ではありません。

主な掲載物のご紹介



課徴金事例集(不公正取引編)・開示検査事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.htm>

【概要】 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促すため、これまでに課徴金納付命令の勧告等を行った事例をまとめたもの。



証券モニタリング概要・事例集

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.htm>

【概要】 金融商品取引業者等に対するオンサイト・モニタリング(立入検査)及びオフサイト・モニタリングに係る取組みを通じて把握した問題点等をまとめたもの。



令和2事務年度 証券モニタリング基本方針

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.htm>

【概要】 令和2事務年度における、金融商品取引業者等に対するモニタリングの基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの。



証券監視委の活動状況(年報)

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.htm>

【概要】 証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの。
(金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表)



市場へのメッセージ

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>

【概要】 最近の取組みや問題意識など市場へのメッセージを掲載。

ありがとうございました